

資料編

○宮津市ニーズ調査結果概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づく「第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）の策定に向けて、市民の子育てに関する生活実態、利用したいサービス等の意向や要望・意見等を把握するためアンケート調査を実施した。

なお、この報告書では、経年による保護者ニーズの変化や満足度などを把握し今後の施策に活かしていくため、第1期宮津市子ども・子育て支援事業計画策定時に行った前回調査（H25実施）の数値について、今回調査数値との比較分析を行った。

(2) 調査地域

宮津市全域

(3) 調査対象及び対象数

次の全世帯に調査票を配布（悉皆調査、基準日：平成30年12月1日）

①宮津市内で就学前児童を持つ保護者 474名

②宮津市内で1年生から4年生までの小学校児童を持つ保護者 401名

(4) 調査方法

保育施設や小学校を通して調査票を配布・回収、施設未利用者は郵送

(5) 調査期間

平成30年12月17日～平成31年1月18日

(6) 配布・回収数

	配布数 (A)	回収数 (B)	有効回収数 (C)	有効回収率 (C/A)
就学前児童の保護者	474	272	272	57.4%
小学校児童の保護者	401	228	228	56.9%
計	875	500	500	57.1%

(参考) H25 調査時：平成25年10月21日～11月21日

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	578	308	308	53.3%
小学校児童の保護者	466	229	228	48.9%
計	1,044	537	536	51.3%

※ 調査結果を見る上での留意点

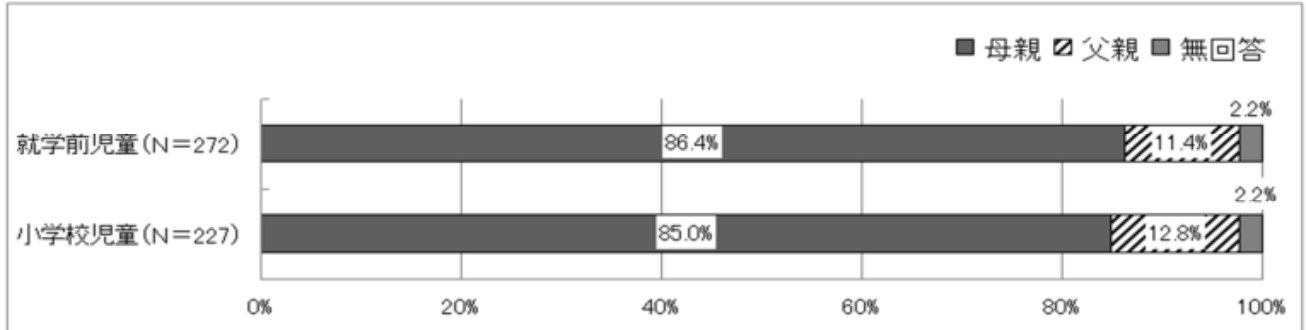
- (1) 図中の N (Number of case) は、設問に対する回答者数のことである。
- (2) 回答比率 (%) は回答者数 (N) を 100% として算出し、小数点第2位を四捨五入して表示した。四捨五入の結果、内訳の合計が計に一致しないことがある。また、一人の対象者に複数の回答を求める設問では、回答比率 (%) の計は 100.0% を超える。
- (3) 図表において、回答選択肢を簡略化して表記している場合がある。
- (4) 図表中に次のような表示がある場合は複数回答を依頼した設問である。
 - ・ MA% (Multiple Answer) : 選択肢の中からあてはまるものすべてを選択する場合
 - ・ 3LA% (3 Limited Answer) : 選択肢の中からあてはまるもの3つ以内を選択する場合

1. 回答世帯及び児童の基本属性

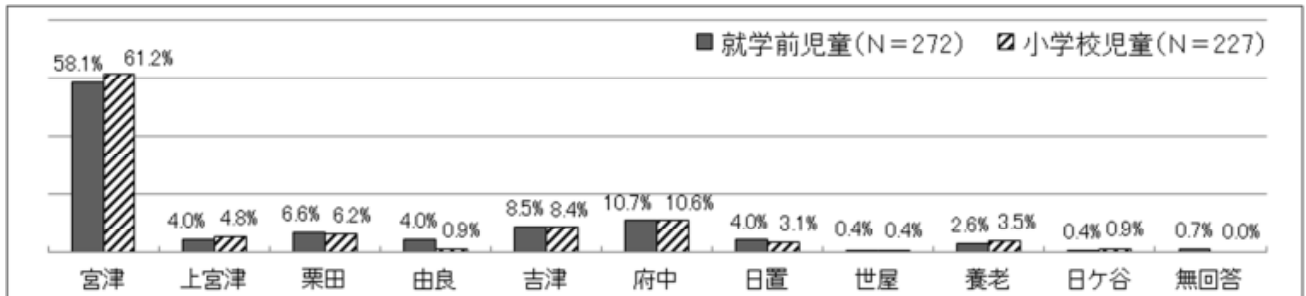
(1) アンケート回答者と居住地、子どもの年齢・学年

- ・アンケートの回答者は、「母親」が最も多く、就学前児童 86.4%、小学校児童で 85.0%。
- ・居住地では、「宮津」が最も多く、就学前児童で 58.1%、小学校児童で 61.2%。

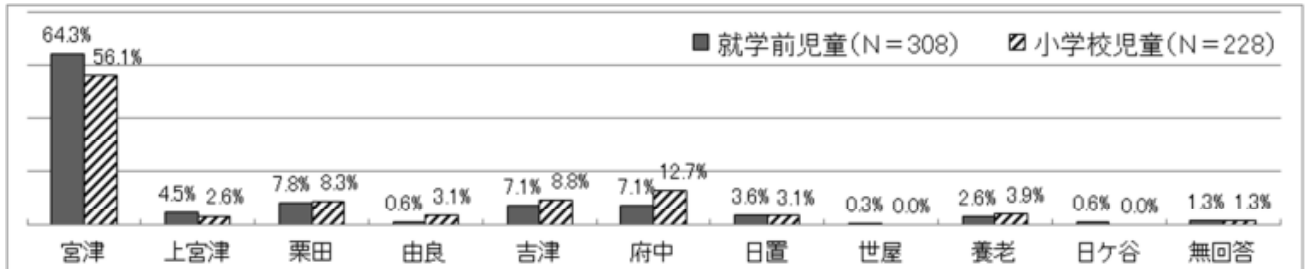
■アンケート回答者



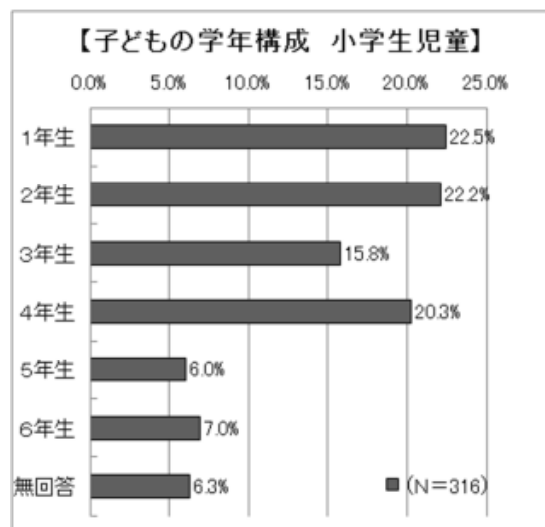
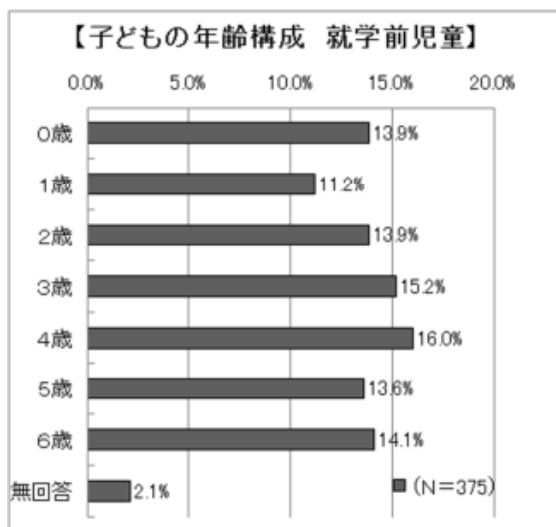
■居住地



※参考 居住地 (H25 調査時点)



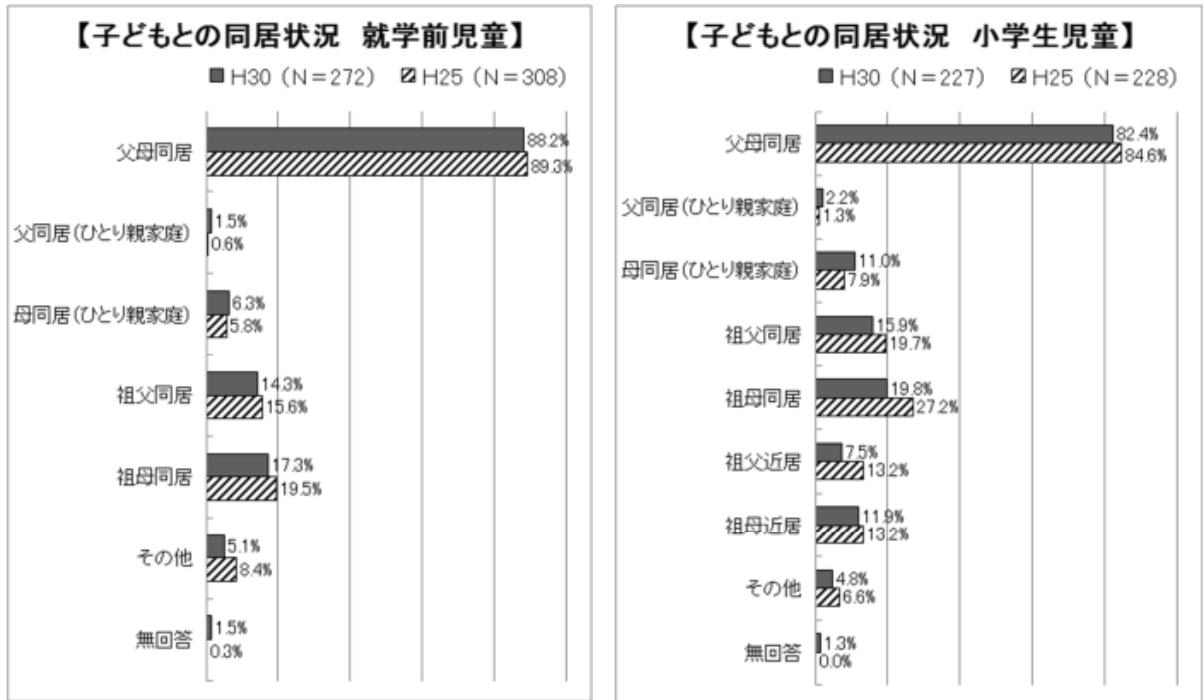
■子どもの年齢 (学年) 構成



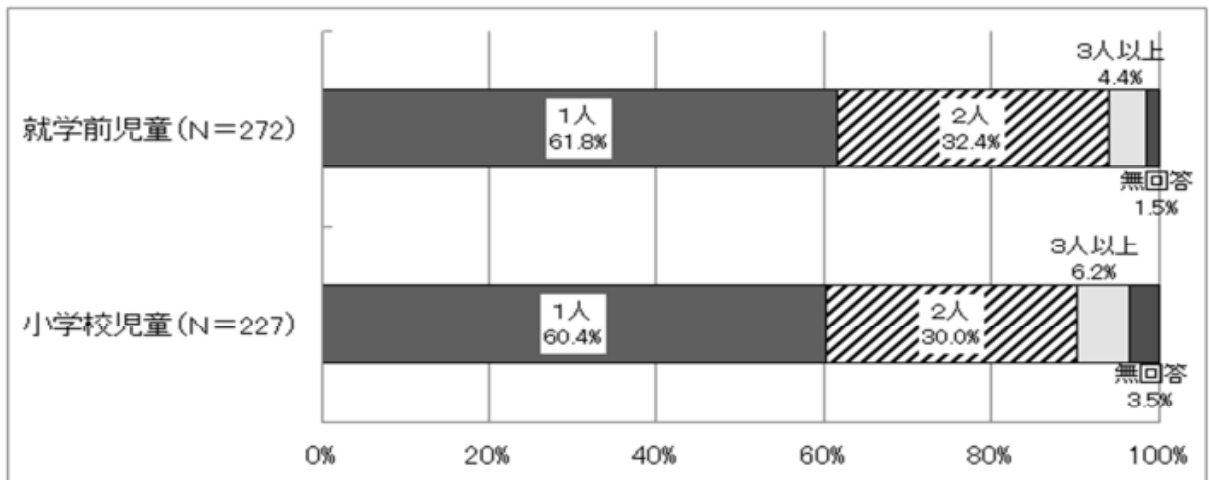
(2) 同居家族の状況

- ・子どもとの同居状況は、就学前・小学校児童とも「父母同居」が8割台。次いで「祖母同居」が就学前児童で17.3%、小学生児童で19.8%。H25調査時との比較では、祖父母と同居又は近居している割合は減少している一方で、ひとり親家庭の割合は増加している。
- ・子どもの人数は、就学前児童（就学前の子どもの数）は「1人」が61.8%、小学校児童（小学生の子どもの数）は「1人」が60.4%、「2人」はいずれも3割台。
- ・保護者の年代は、就学前児童では母親・父親とも「30代」が4割台と最も高く、次いで「40代」が2割台。H25調査時との比較では、母親で「30代」が57.2%から48.2%に減小、「40代」は18.0%から24.6%に増加しており、出産年齢が高くなっていることがうかがえる。

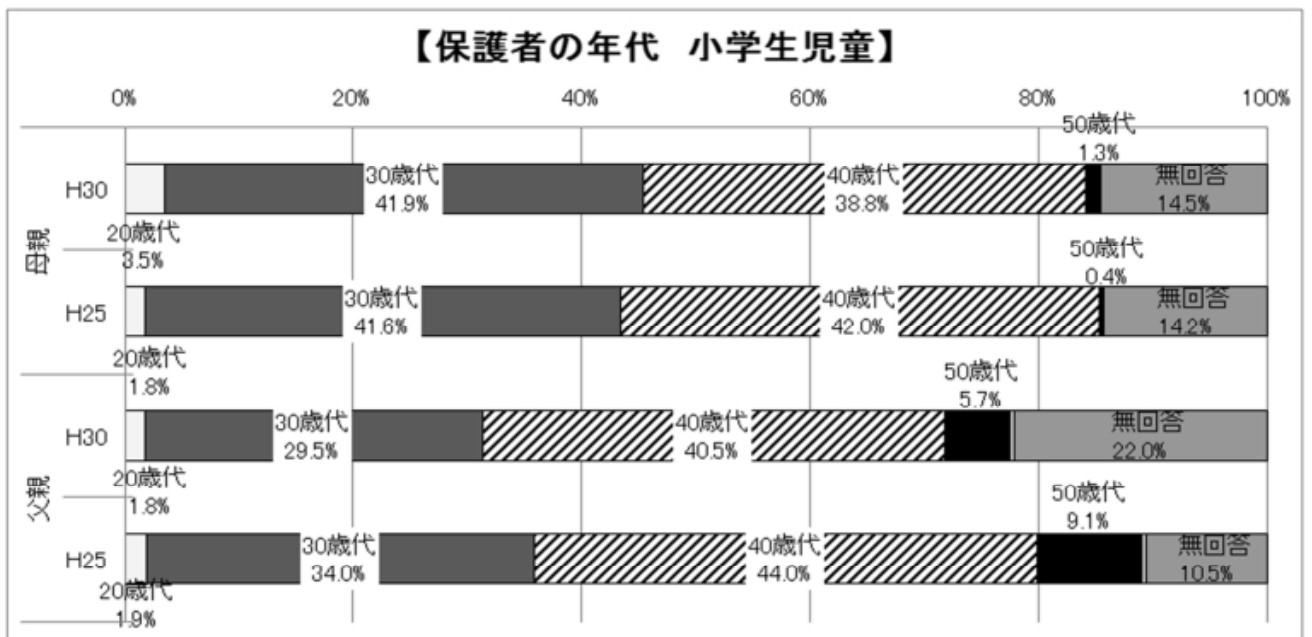
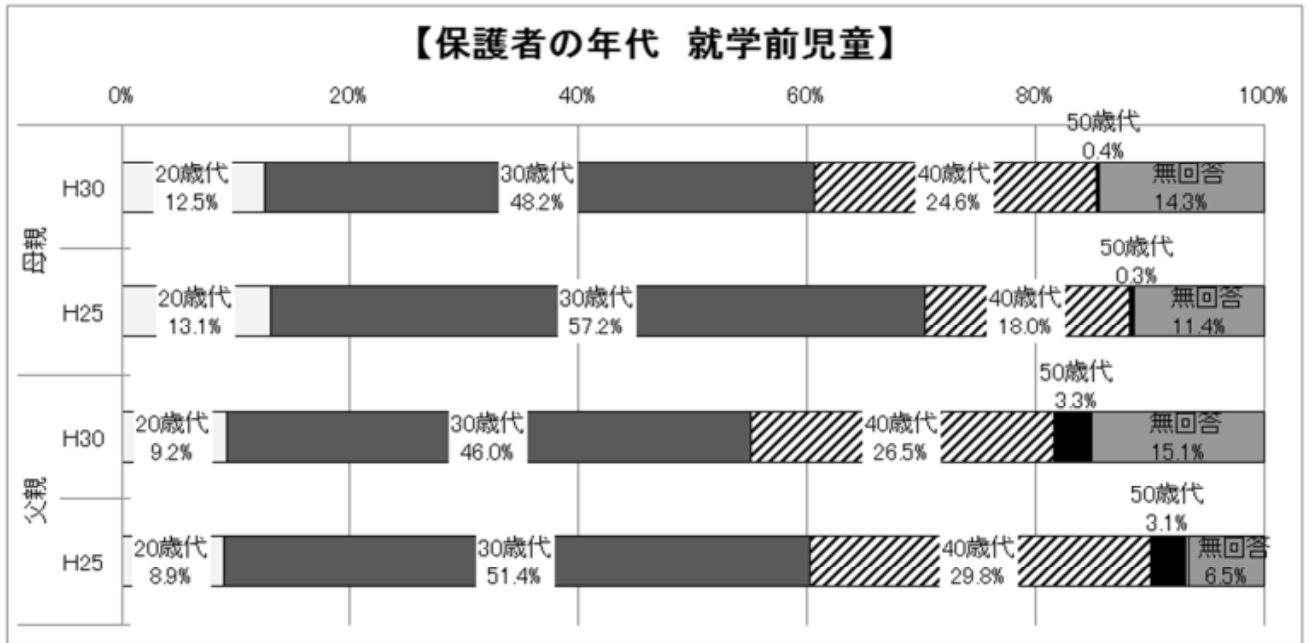
■子どもとの同居状況



■子どもの人数



■保護者の年代

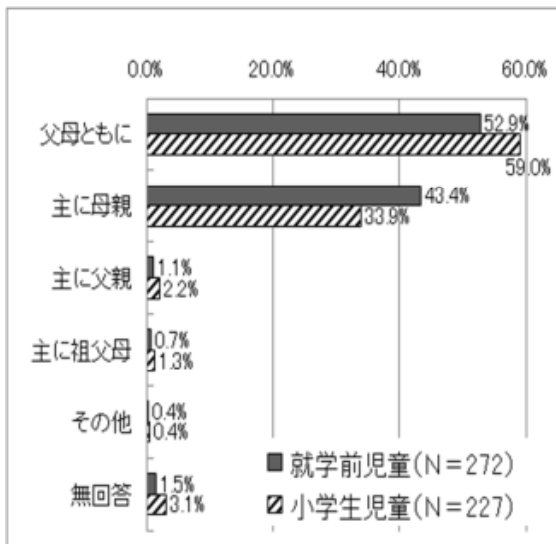


2. 子育てに対する支援者等の状況

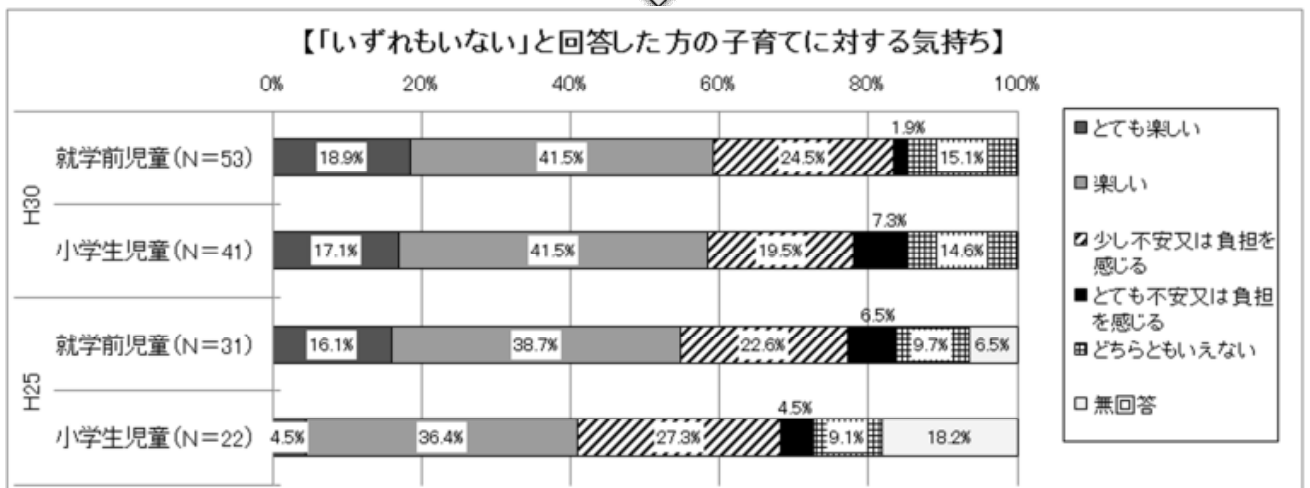
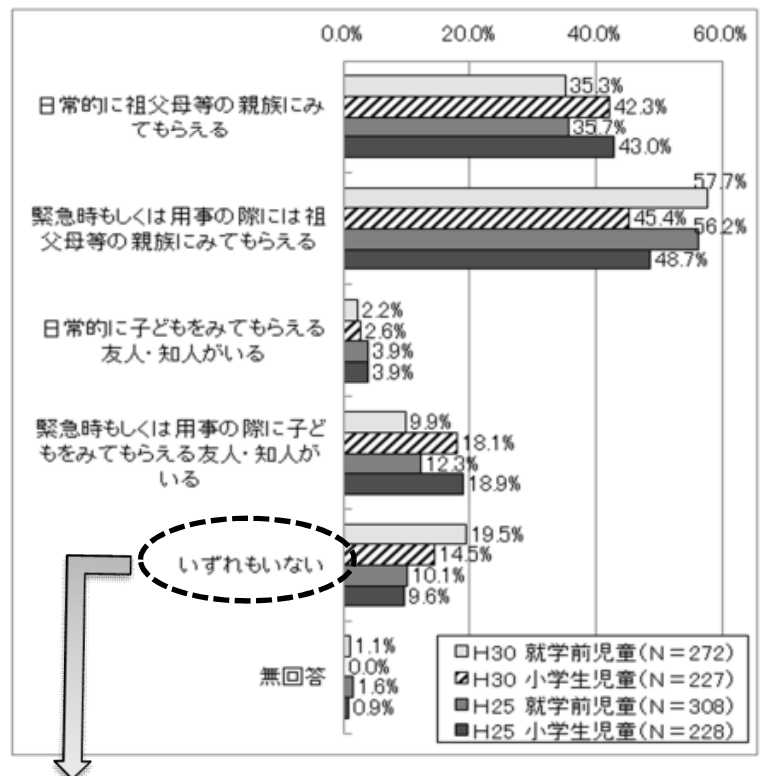
(1) 子育てを主に行なっている人と日頃子どもの面倒を見てもらえる人

- ・子育ての主たる担い手は、「父母ともに」が就学前児童・小学生児童とも5割台。就学前児童では小学生児童に比べて「主に母親」の割合が10ポイント程高くなっている。
- ・日頃子どもの面倒をみてもらえる人は、「緊急時に祖父母等にみてもらえる」は就学前児童57.7%、小学生児童45.4%と最も高く、「日常的に祖父母等にみてもらえる」も就学前児童35.3%、小学生児童42.3%。
- ・H25調査時との比較では、子どもをみてもらえる人が「いずれもない」と回答した割合が、就学前児童で10.1%から19.5%に、小学生児童で9.6%から14.5%に増加した。
- ・「いずれもない」と回答した方の子育てに対する気持ちでは、「楽しい」が就学前児童・小学生児童とも高く4割台、次いで「少し不安・負担を感じる」が2割台。
- ・H25調査時との比較では、「とても楽しい・楽しい」と回答した割合が就学前児童で54.8%から60.4%に、小学生児童で40.9%から58.6%に増加し、一方で「負担・不安を感じる」割合はともに減少している。

■子育てを主に行っている人



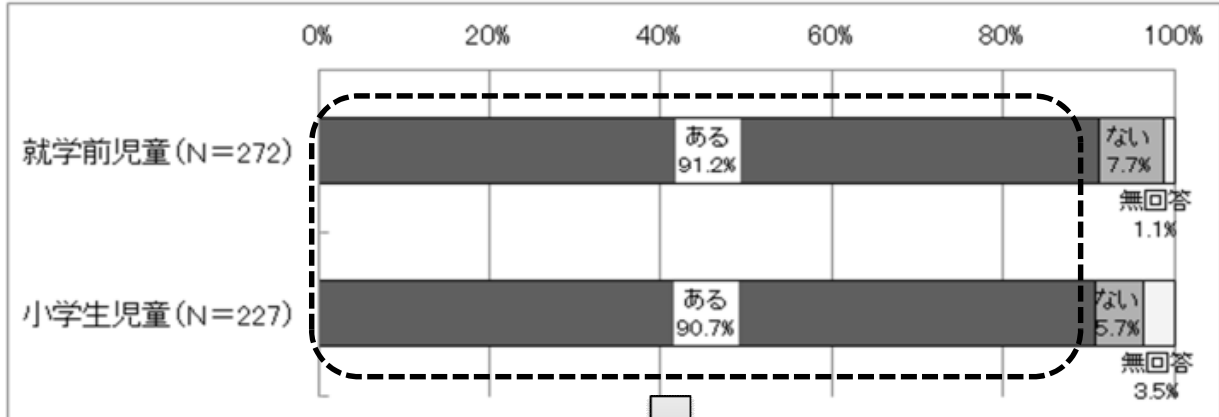
■日頃子どもの面倒を見てもらえる人の(MA%)



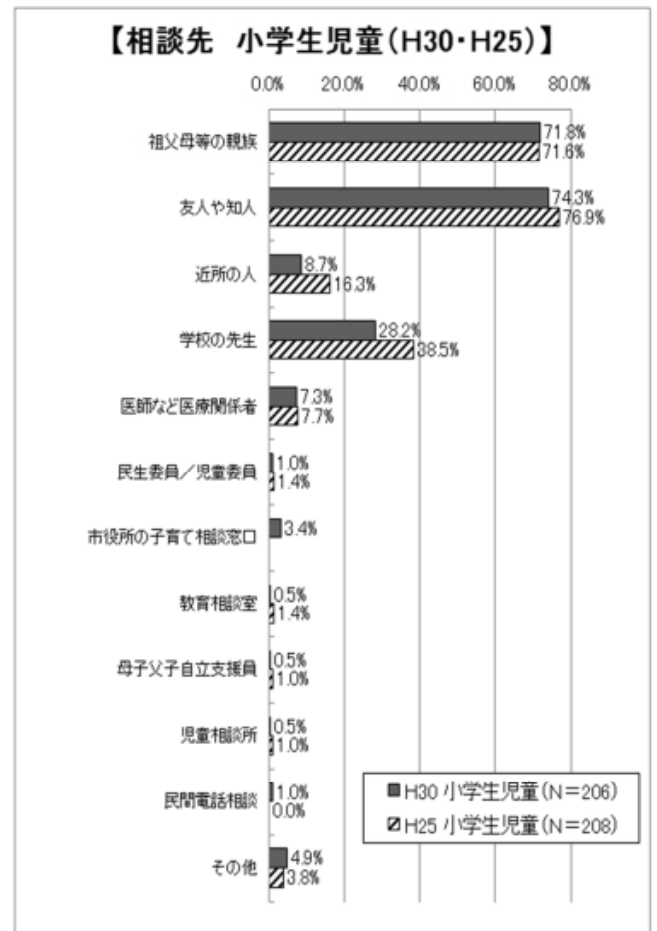
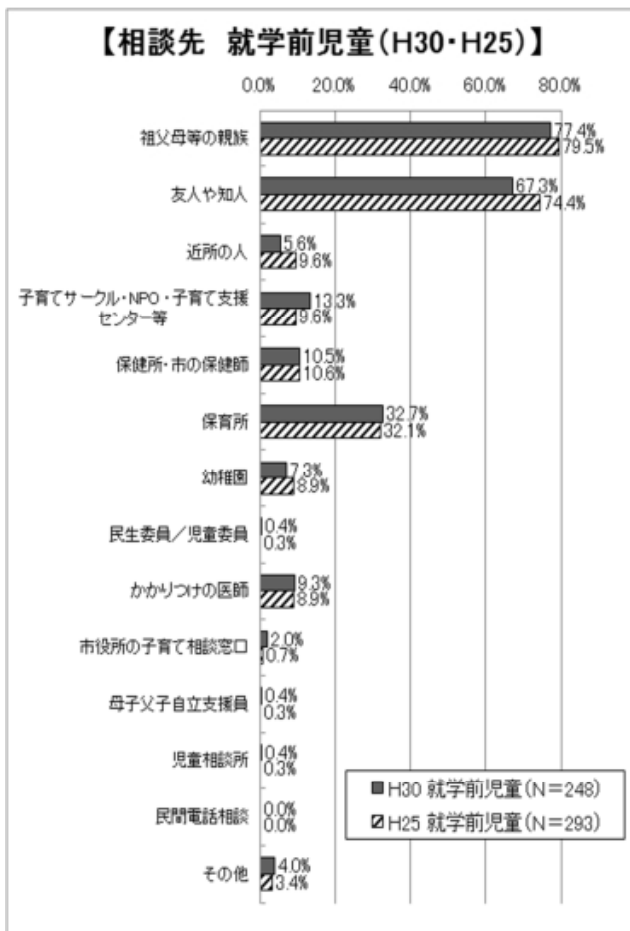
(2) 子育てに関する相談者の状況

- ・就学前・小学生児童とも相談先が「ある」が9割を占め、「祖父母等の親族」「友人や知人」が2大相談者、次いで就学前児童で「保育所」、小学生児童で「学校の先生」の割合が高い。H25 調査時との比較では、就学前・小学生児童ともに「近所の人」の割合が減少し、就学前児童では「子育てサークル・NPO・子育て支援センター等」が増加した。

■気軽に相談できる人（場所）の有無



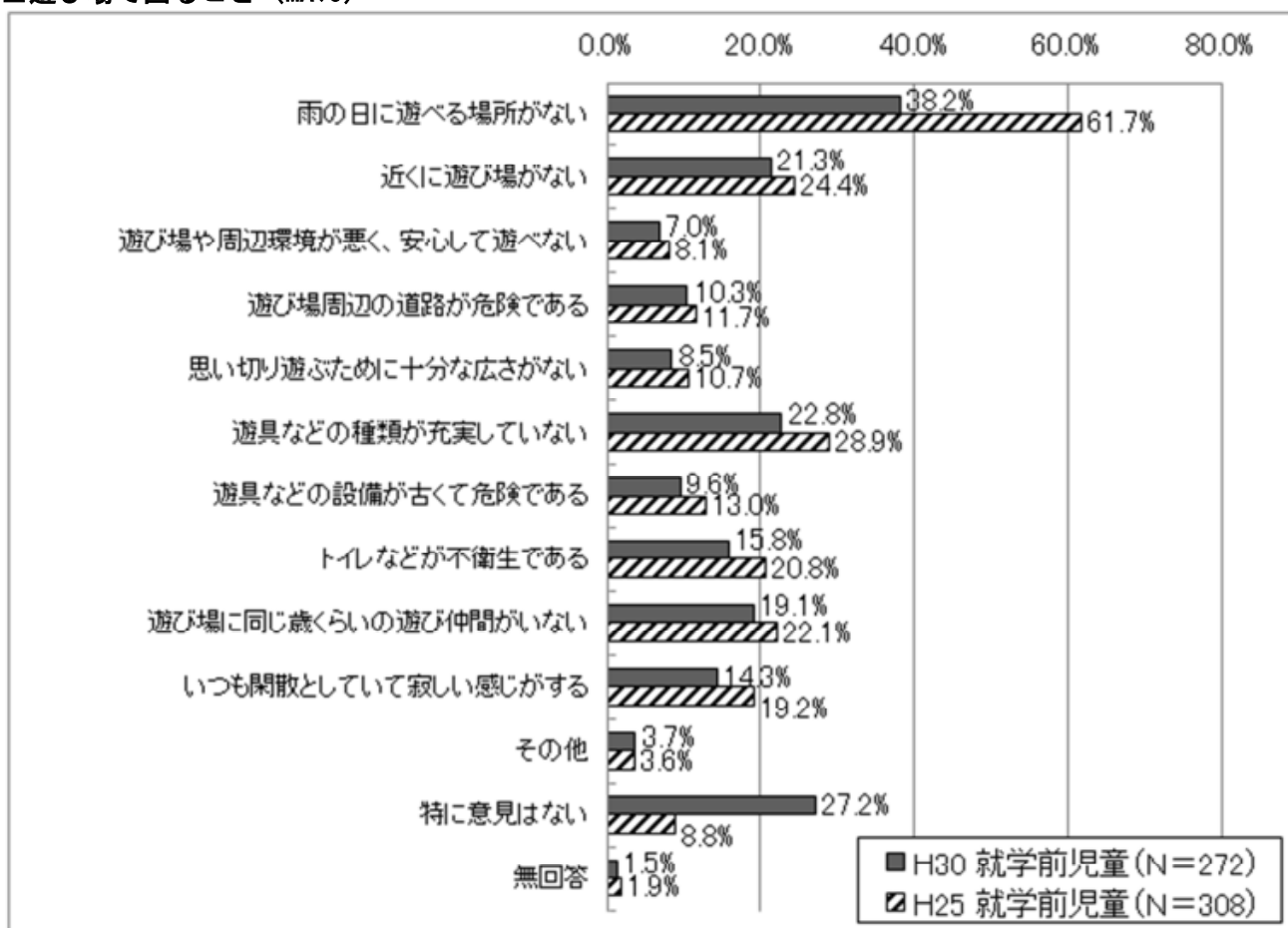
■相談先 (MA%)



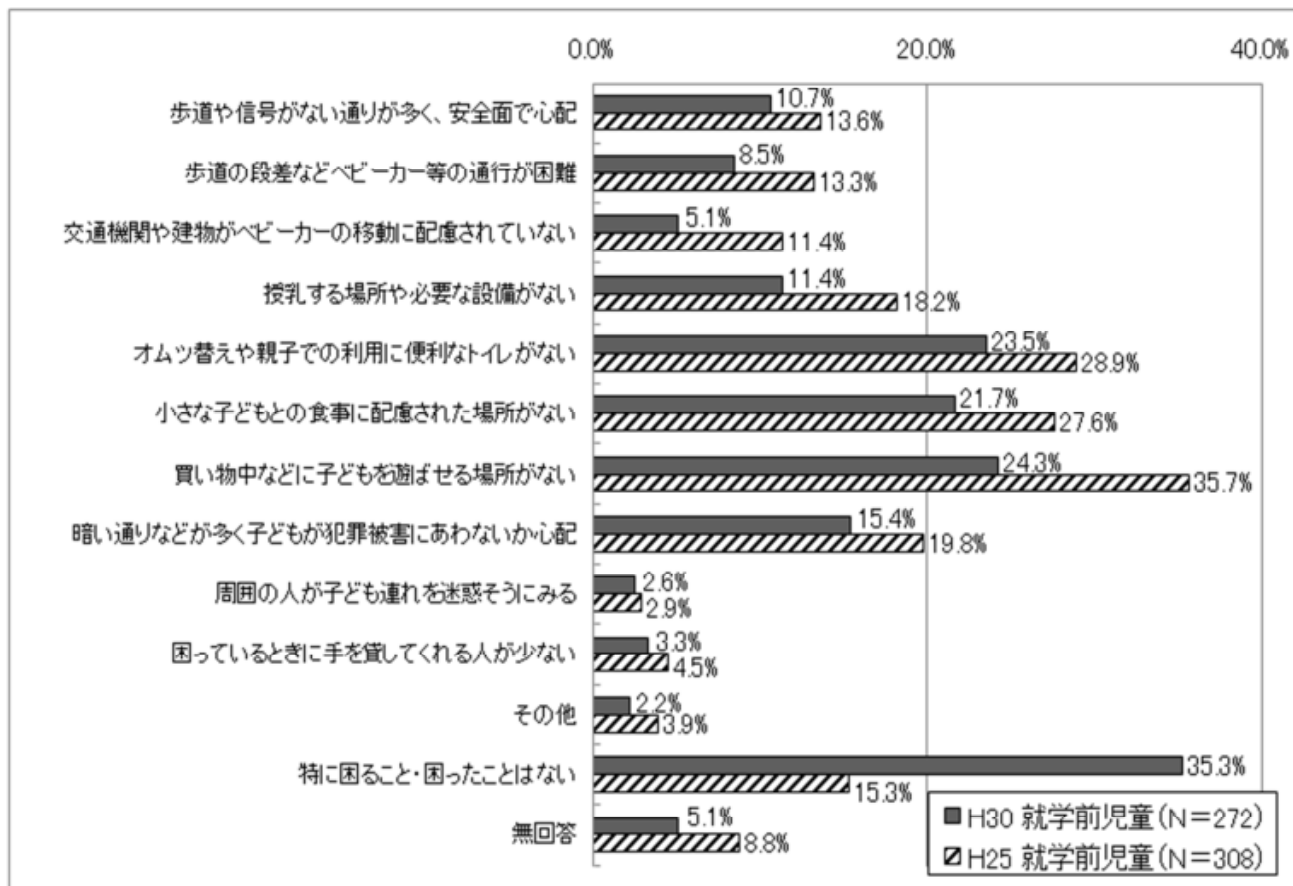
(3) 遊び場、また外出の際に困ること（就学前児童）

- ・遊び場で困ることは、「雨の日に遊べる場所がない」が 38.2%、次いで「特に意見はない」が 27.2%となった。
- ・H25 調査時との比較では、「雨の日に遊べる場所がない」が 61.7%から 38.2%に大きく減少したほか、ほとんどの項目において割合が減少する一方で、「特に意見はない」は 8.8%から 27.2%と大きく増加した。
- ・外出の際困ることは、「特に困ることはない」が 35.3%、次いで「買い物中に子どもを遊ばせる場所がない」が 24.3%となった。
- ・H25 調査時との比較では、「特に困ることはない」を除くすべての項目で割合が減少した。特に「買い物中に子どもを遊ばせる場所がない」や「交通機関や建物がベビーカーの移動に配慮されていない」「授乳する場所や必要な設備がない」などは減少率が大きくなっている。一方で、「特に困ることはない」は 15.3%から 35.3%と大きく増加した。
- ・これら、遊び場や外出時の「困ること」が減少した背景には、平成 29 年度に子育て支援センター等が利便性の高い場所に一体的に整備されたことにより、就学前児童の遊び場の充実や子育て世帯に配慮した環境整備が図られたためであると推察される。

■遊び場で困ること（MA%）



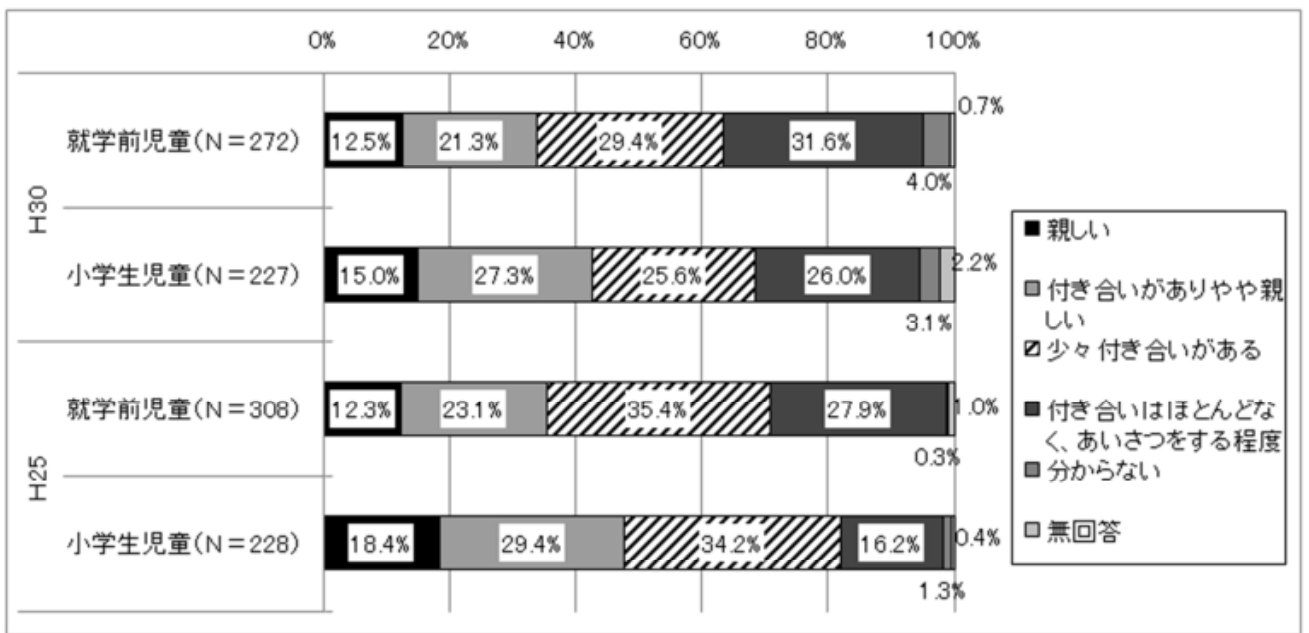
■外出の際困ること (MA%)



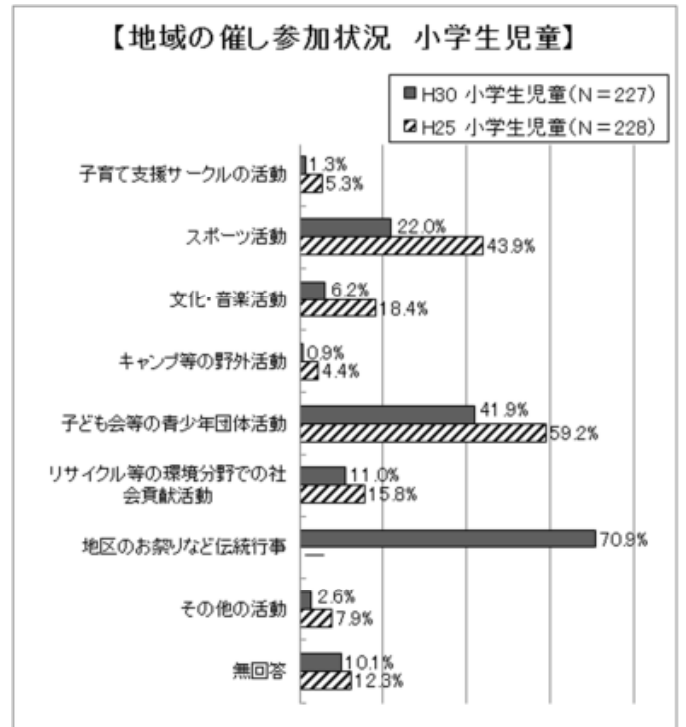
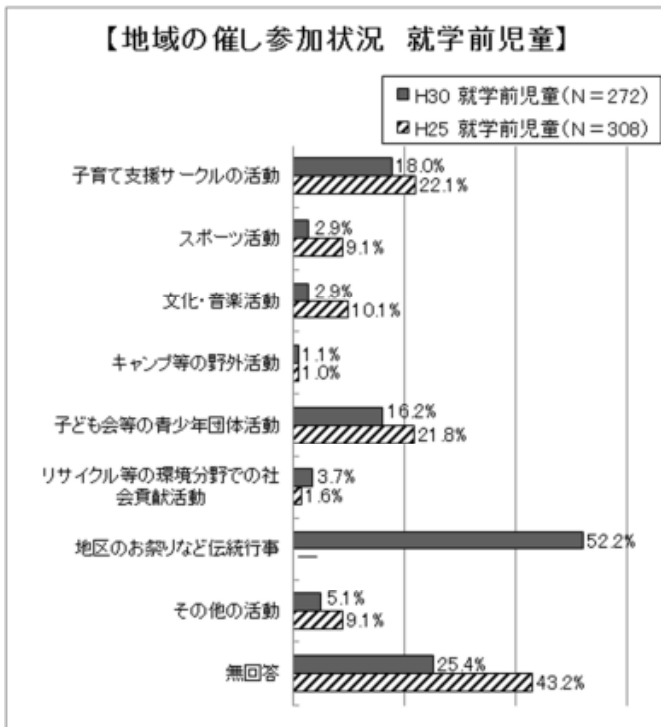
(4) 近所や地域の人との付き合いの状況

- ・近所や地域の人との付き合いの状況は、就学前児童では「付き合いはほとんどなくあいさつする程度」が31.6%で最も高い。小学生児童では「付き合いがありやや親しい」が27.3%で最も高くなっており、子どもの成長に伴い地域の人との付き合いが増える傾向がみられる。
- ・H25 調査時との比較では、就学前・小学生児童とも「親しい」「やや親しい」「少々付き合いがある」の割合が減少し、一方で「付き合いはほとんどなくあいさつする程度」の割合が増加しており、近隣住民や地域の人との交流が希薄になっていると推測される。
- ・地域の催しの参加状況では、就学前・小学生児童とも「地区の祭りなど伝統行事」が52.2%、70.9%と最も高くなった。H25 調査時との比較では、就学前・小学生児童ともほとんどの項目で割合が減少し、地域活動への参加が減少している。

■近所や地域の人との付き合いの状況



■地域の催しの参加状況 (MA%)

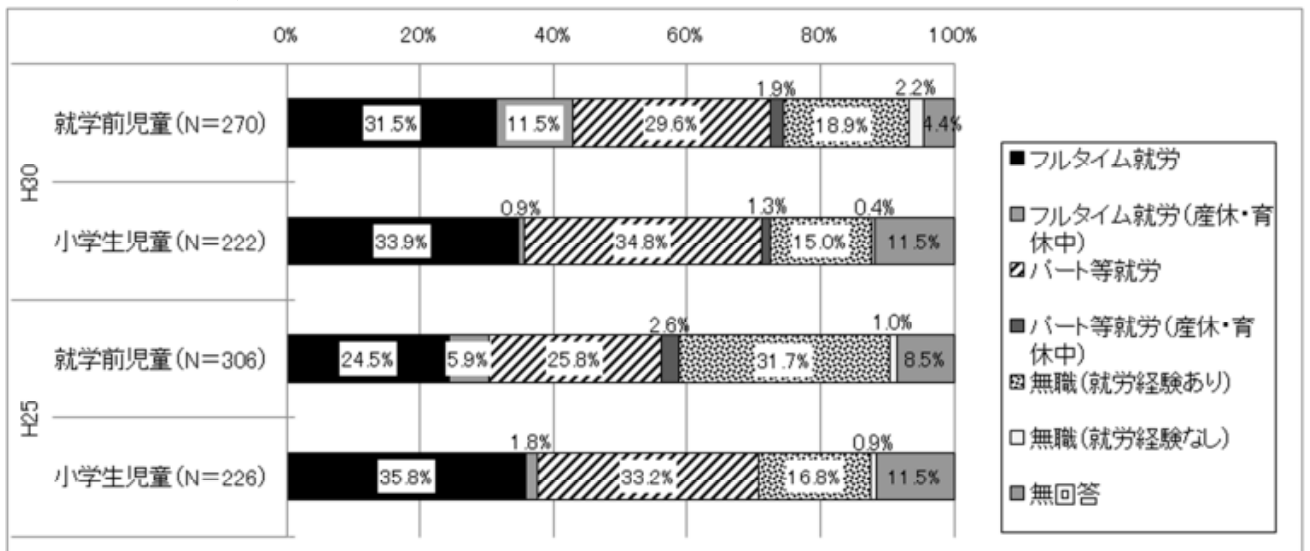


3. 保護者の就労状況・就労希望

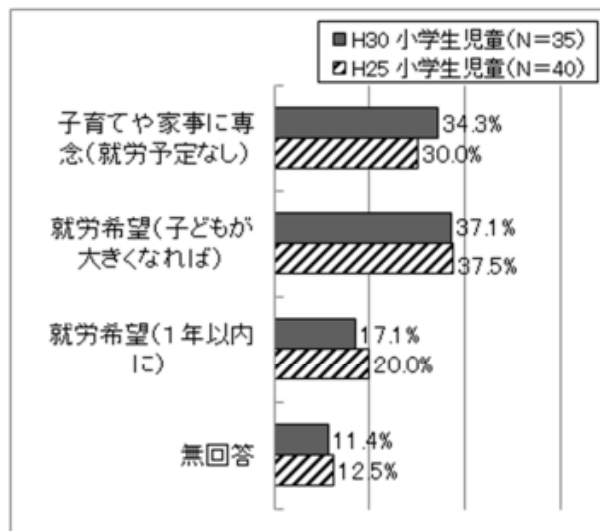
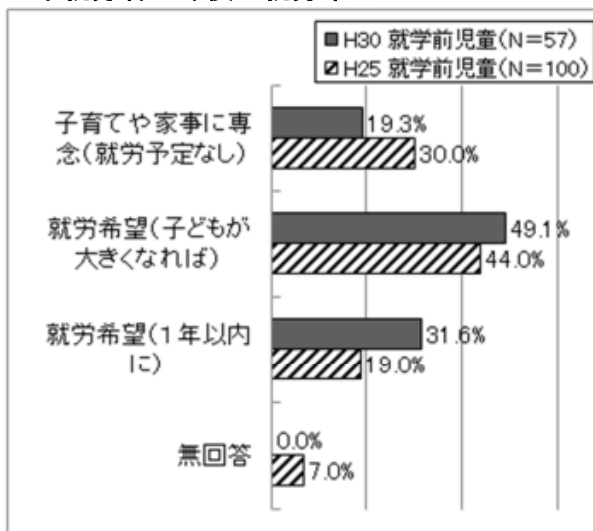
(1) 母親の就労状況

- ・フルタイムで働く母親は就学前児童で 43.0%、小学生児童で 34.8%（産休・育休中含む）
- ・パート等で働く母親は就学前児童で 31.5%、小学生児童で 36.1%（産休・育休中含む）
- ・現在無職の母親は就学前児童で 21.1%、小学生児童で 15.4%（就労経験あり含む）
- ・H25 調査時との比較では、就学前児童でフルタイムが 30.4%から 43.0%に増加し、現在無職が 32.7%から 21.1%に減少しており、子どもが小さいうちからフルタイムで就労する母親の割合が増加している。
- ・現在無職の方の今後の就労希望は、就学前児童で「子どもが大きくなれば就労希望」が 49.1%、「1年以内に就労希望」が 31.6%、「子育てや家事に専念したい（就労予定なし）」は 19.3%
- ・H25 調査時との比較では、就学前児童で「子育てや家事に専念したい（就労予定なし）」は 30.0%から 19.3%に減少し、「1年以内に就労希望」は 19.0%から 31.6%に増加しており、専業主婦ではなく就労を希望する母親の割合が増加している。

■母親の現在の就労状況



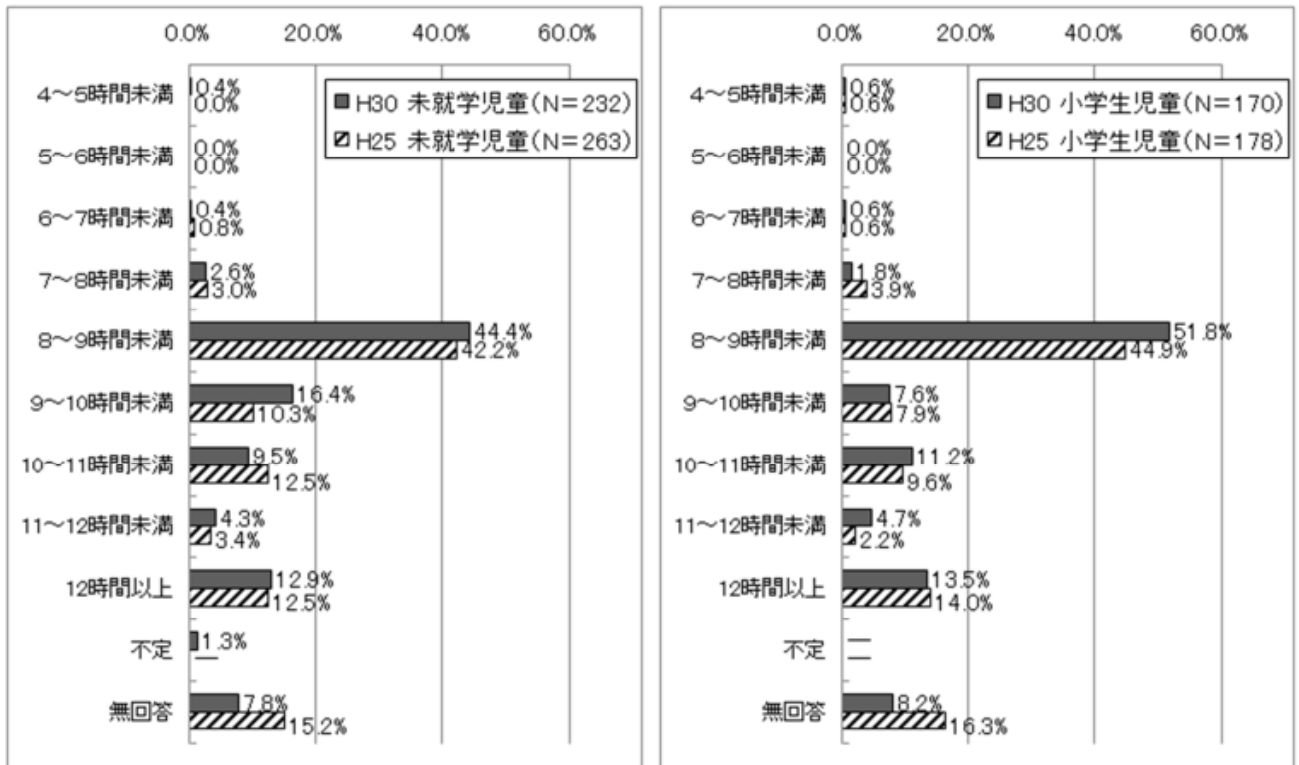
■未就労者の今後の就労希望



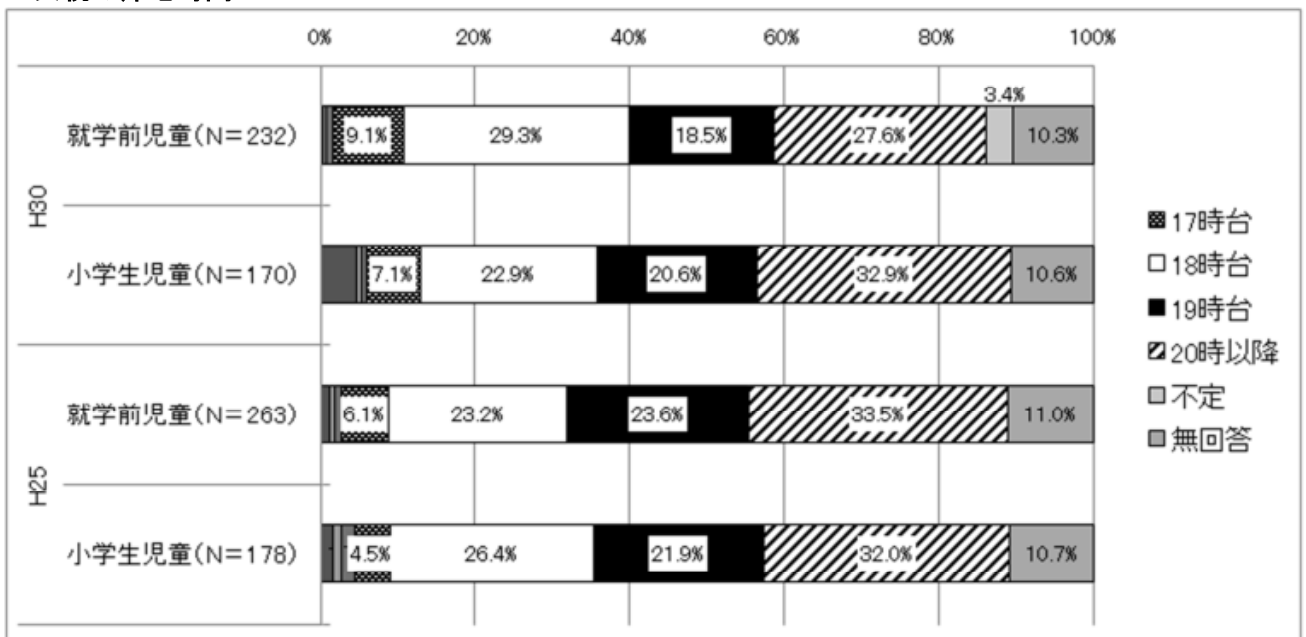
(2) 父親の就労状況

- ・父親の1日あたりの就労時間は、就学前・小学生児童ともに8～9時間が44.4%、51.8%と高い。
- ・H25調査時との比較では、10時間以上の長時間就労の割合が就学前児童で28.4%から26.7%に減少し、小学生児童で25.8%から29.4%に増加した。
- ・父親の帰宅する時間帯は、就学前児童で「18時台」が29.3%、小学生児童で「20時以降」が32.9%と高い。
- ・H25調査時との比較では、就学前児童で「18時台」が23.2%から29.3%に増加し、「19時台」は23.6%から18.5%、「20時以降」は33.5%から27.6%に減少しており、就学前児童の父親について長時間労働が減少し帰宅時間が早くなる傾向がみられる。

■父親の1日あたりの就労時間



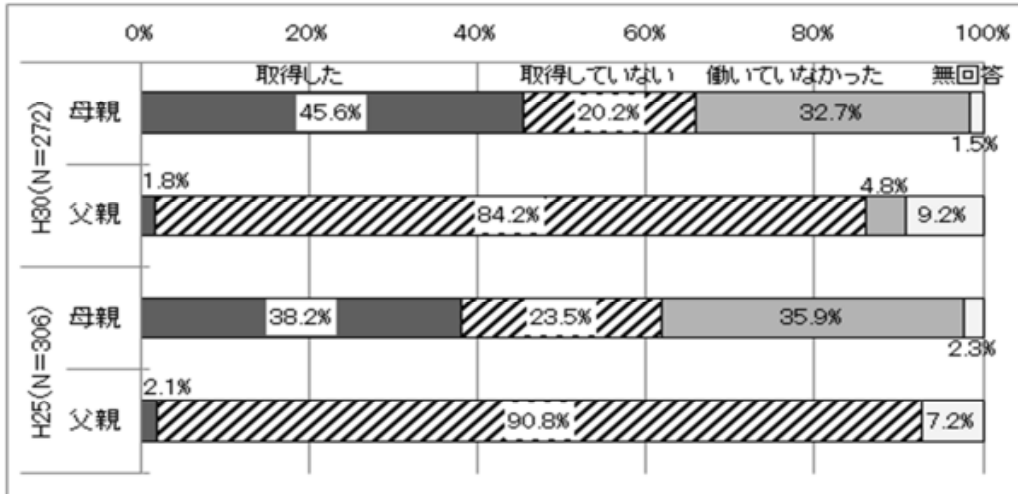
■父親の帰宅時間



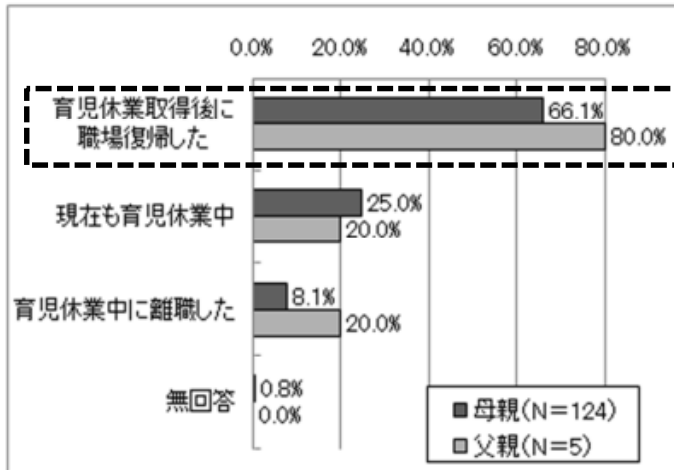
(3) 育児休業の取得状況（就学前児童）

- ・ 育児休業の取得状況は、「取得した」が母親で 45.6%、父親で 1.8%で H25 調査時とほぼ同様の傾向となった。
- ・ 育児休業取得後に職場復帰した割合は、母親で 66.1%、父親で 80.0%で、「希望より早く復帰」した母親は 59.8%、「希望と実際の復帰時期が同じ」は 36.6%。
- ・ 母親の育児休業期間は、「1歳0ヶ月まで」が 47.6%と最も高く、次いで「1歳1ヶ月から1歳6ヶ月まで」が 18.3%となった。H25 調査時との比較では、子どもが1歳になる前に復帰した割合は 22.8%から 25.7%に増加し、1歳より長く休業した割合は 30.1%から 25.6%に減少した。

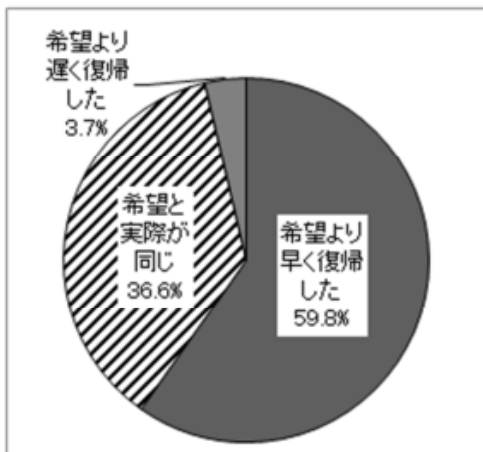
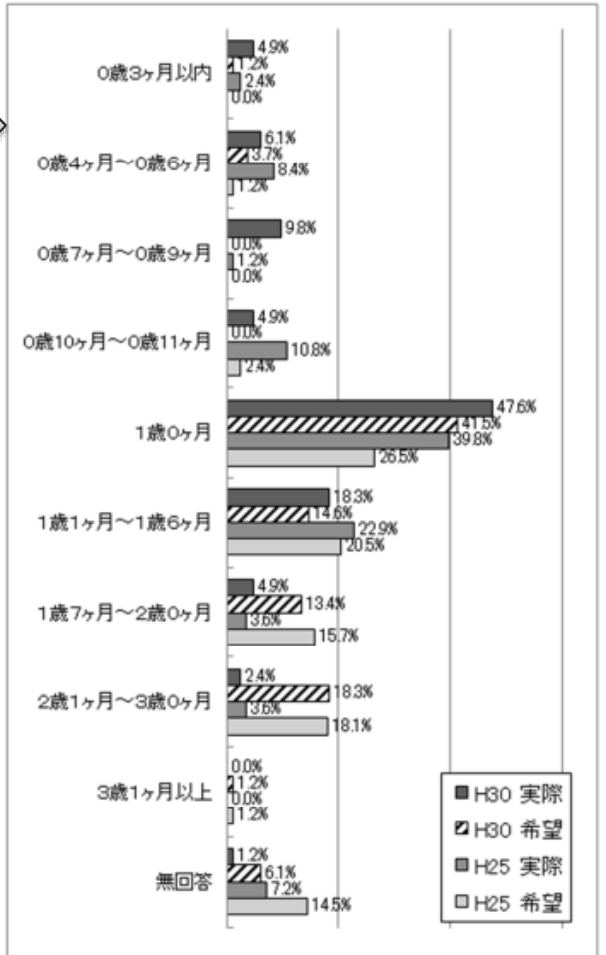
■ 育児休業の取得状況



■ 育児休業を取得した方の職場復帰の状況



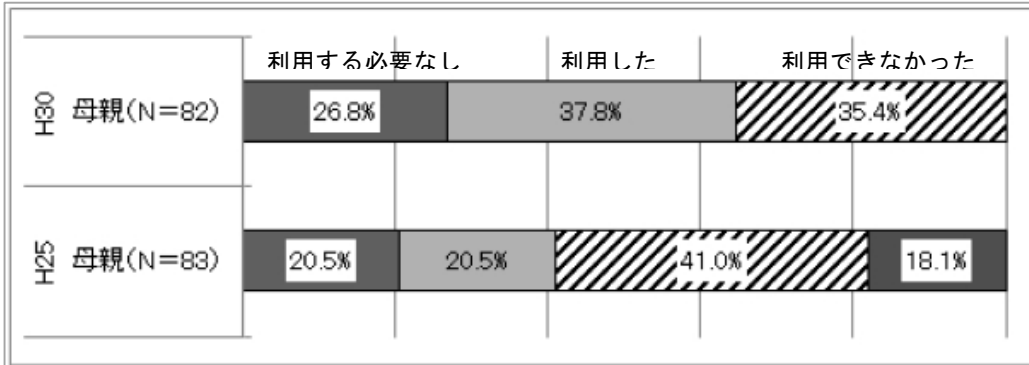
■ 職場復帰の時期（母親）



(4) 短時間勤務制度の利用状況（就学前児童）

- ・母親の育児休業からの職場復帰の際の短時間勤務制度の利用状況は、「利用した」が37.8%で最も高く、H25 調査時よりも割合が増加した。

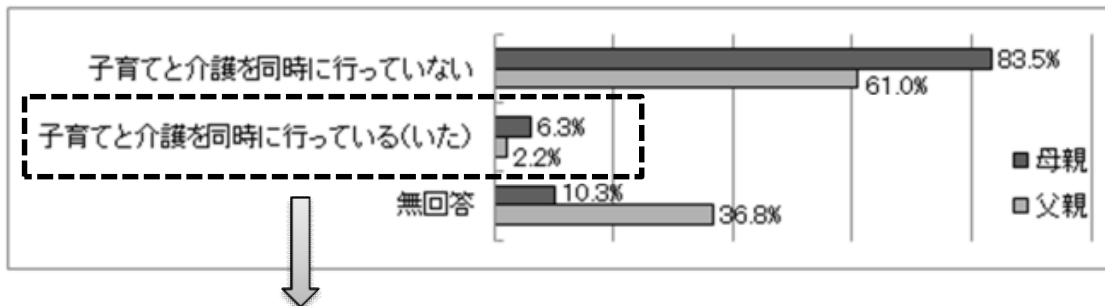
■復職の際の短時間勤務制度の利用状況（母親）



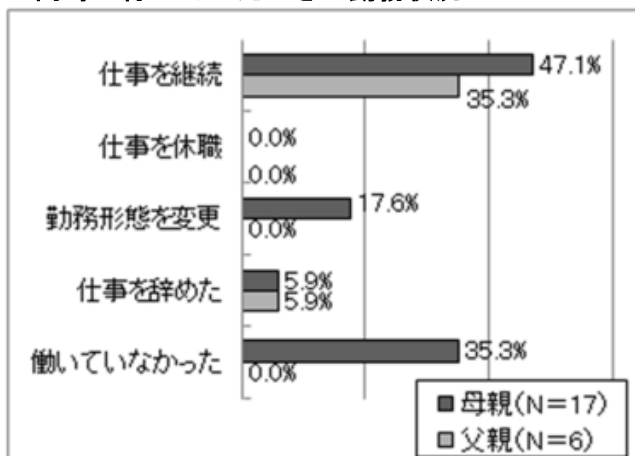
(5) 子育てと介護の両立（ダブルケア）の状況（就学前児童）

- ・子育てと介護を同時に行っている（いた）割合は母親で6.3%、父親で2.2%
- ・同時に行っていたときの勤務状況は、「仕事を継続」が母親で47.1%、父親で35.3%あり、「勤務形態を変更」が母親で17.6%あった。
- ・同時に行っていたときに大変だと感じたことは、「精神的、体力的に苦しい」が父母ともに高く母親で64.7%、父親で29.4%、次いで「費用が家計を圧迫」「子どもや親の世話が十分にできない」が母親で52.9%となっている。

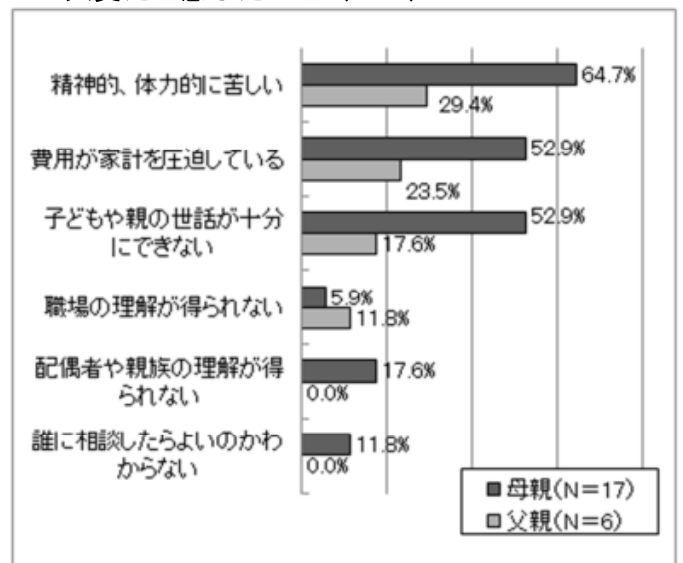
■ダブルケアの状況



■同時に行っていたときの勤務状況



■大変だと感じたこと（MA%）

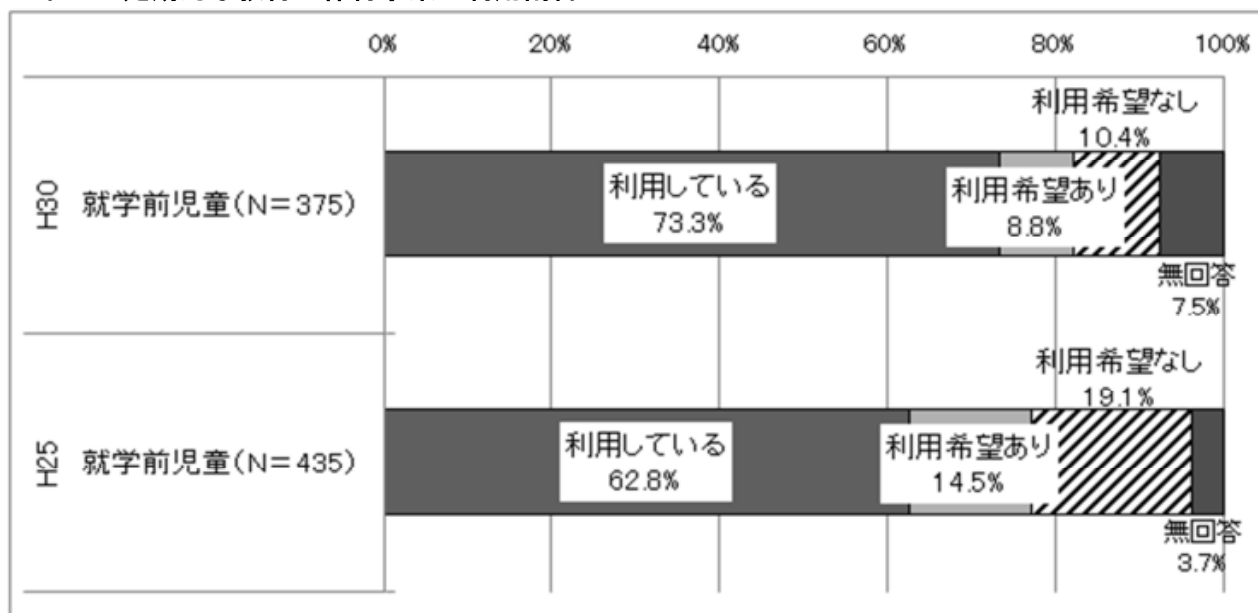


4. 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ（就学前児童）

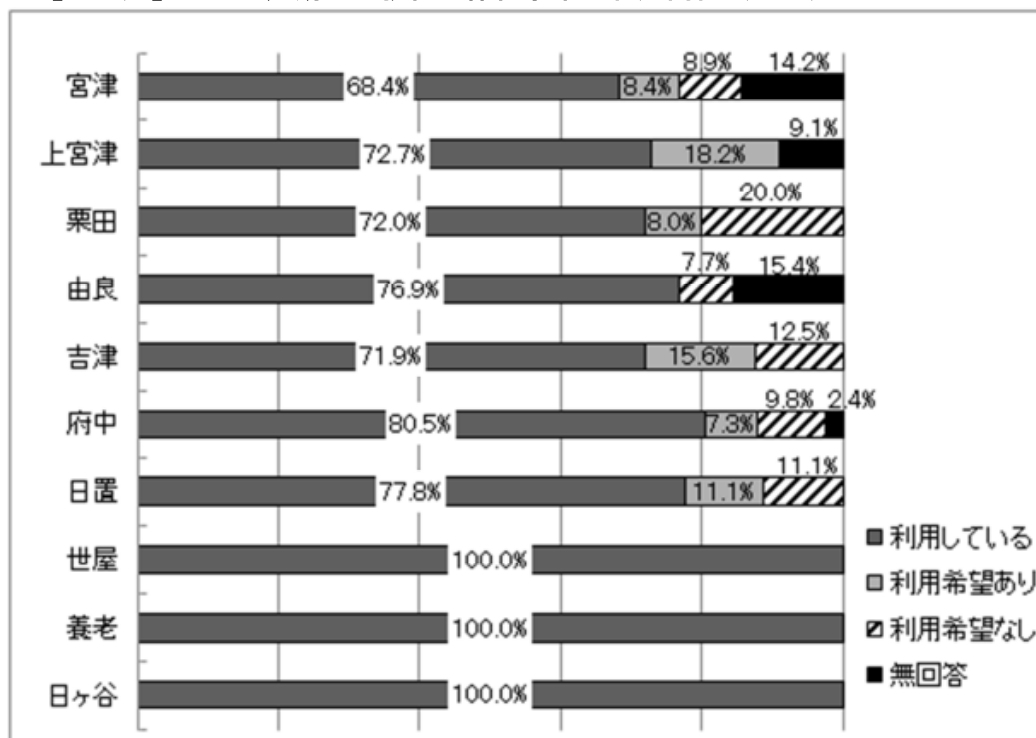
(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

- ・平日の定期的な教育・保育サービスの利用率は73.3%でH25調査時より増加した。
- ・利用している施設は「保育所（園）」「認定こども園」が合わせて76.2%、「幼稚園（通常時間）」「幼稚園（預かり保育あり）」が合わせて18.4%
- ・H25調査時との比較では、「幼稚園（通常時間）」が19.8%から11.0%に減少し、「幼稚園（預かり保育あり）」が2.6%から7.4%に増加した。

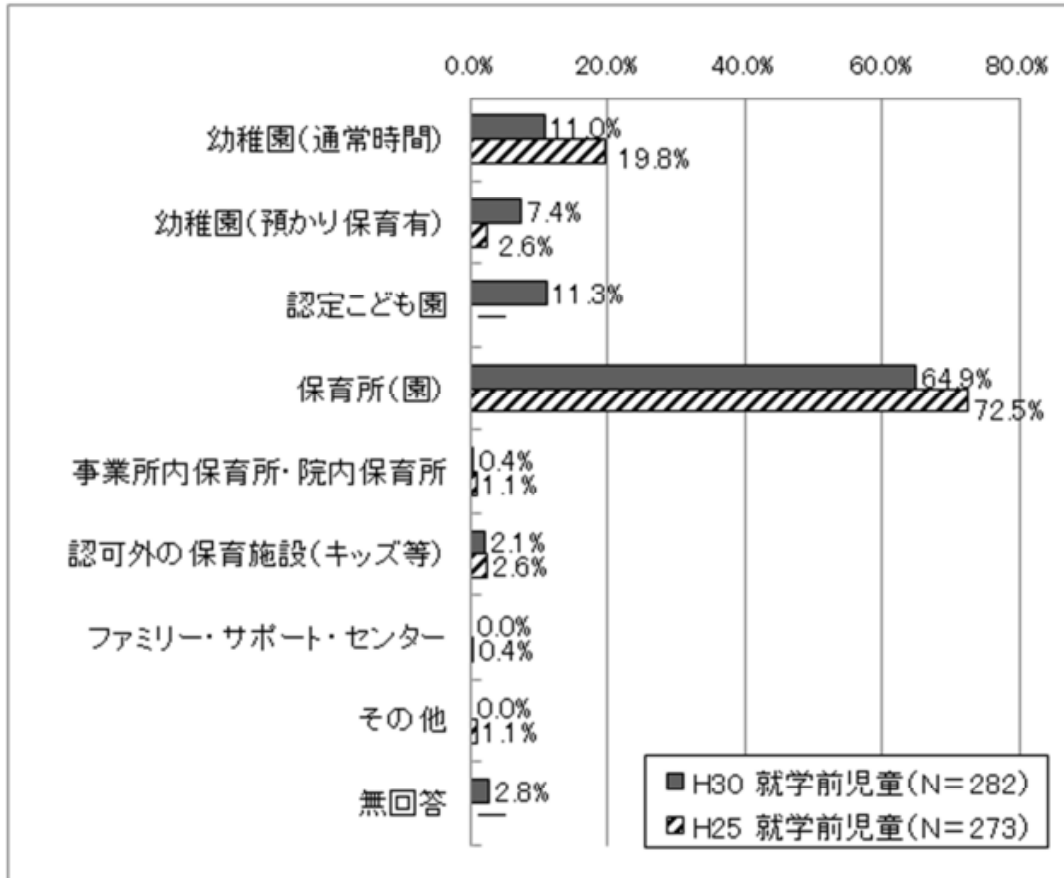
■平日の定期的な教育・保育事業の利用割合



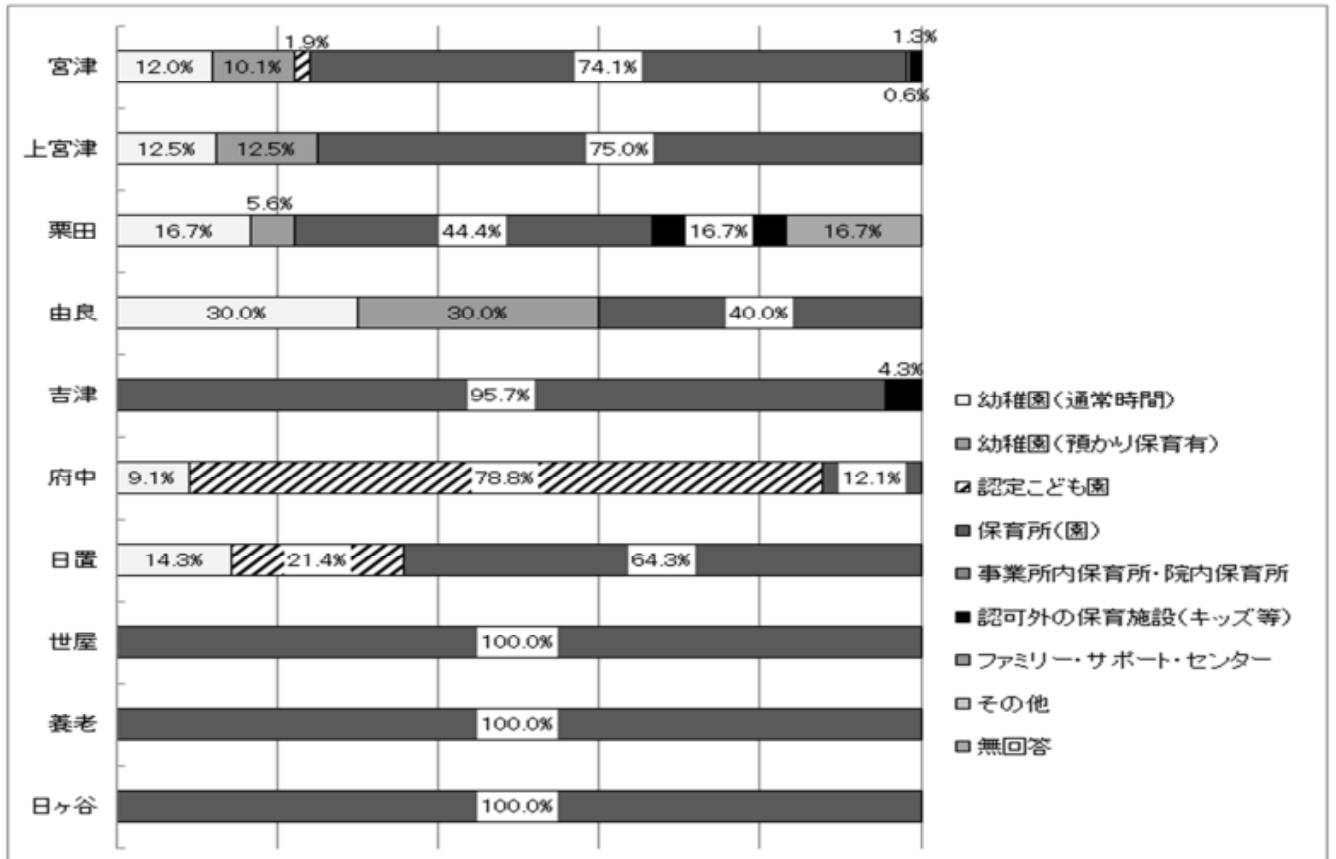
※【地区別】平日の定期的な教育・保育事業の利用割合（H30）



■ 平日の定期的な教育・保育事業で利用している施設



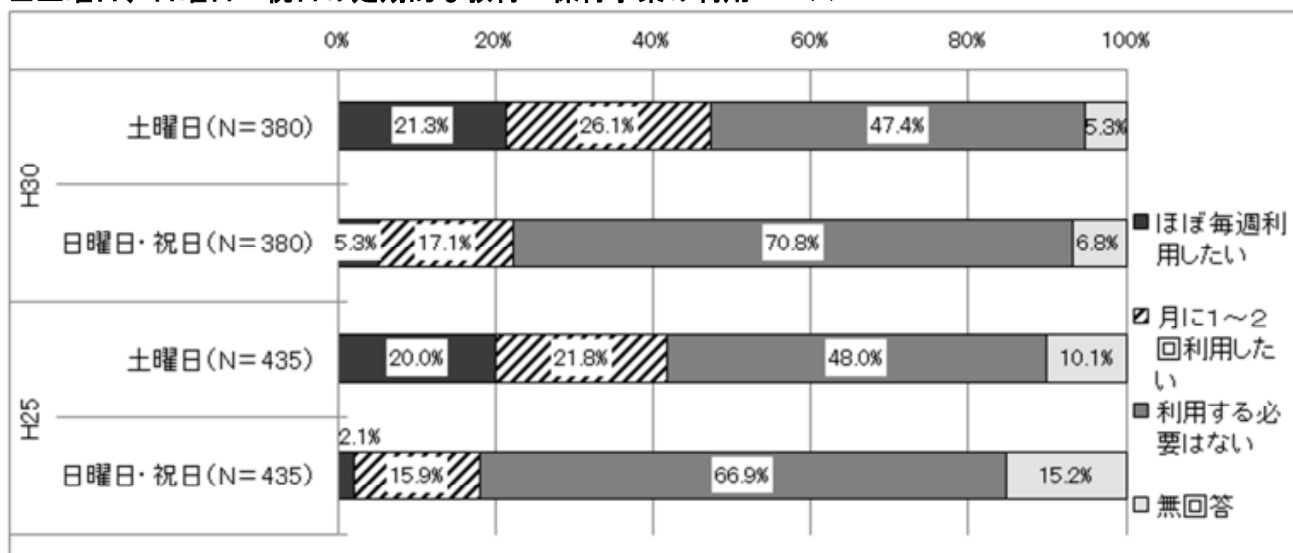
※【地区別】平日の定期的な教育・保育事業で利用している施設 (H30)



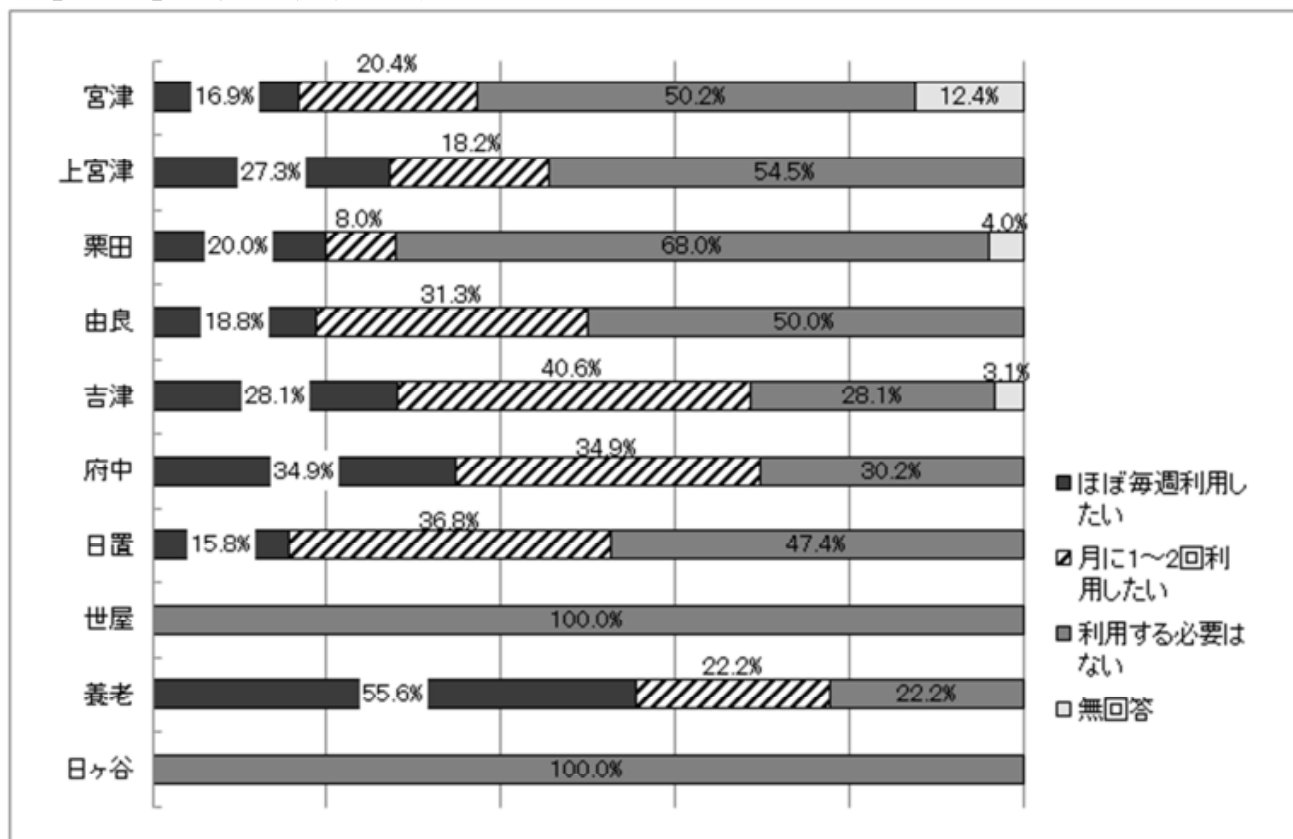
(2) 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ

- ・土曜日の定期的な教育・保育サービスの利用意向率は47.4%（毎週+月1～2回）。
- ・日曜日・祝日の定期的な教育・保育サービスの利用意向率は22.4%（毎週+月1～2回）。
- ・H25調査時との比較では、土曜日の利用意向率は41.8%から47.4%に増加し、「利用する必要はない」は微減している。日曜日・祝日の利用意向率は18.0%から22.4%に増加し、「利用する必要はない」も66.9%から70.8%に増加し「無回答」が減少している。

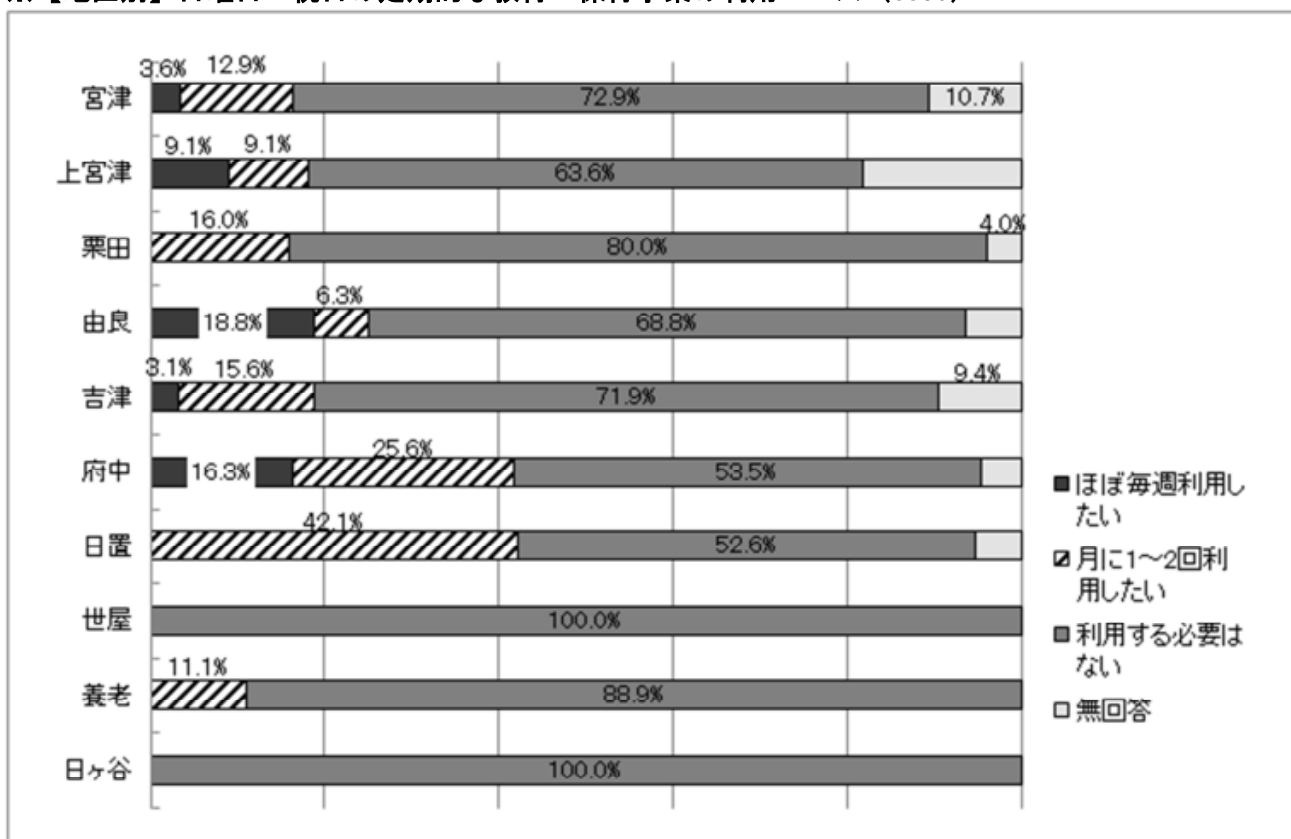
■土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ



※【地区別】土曜日の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ（H30）



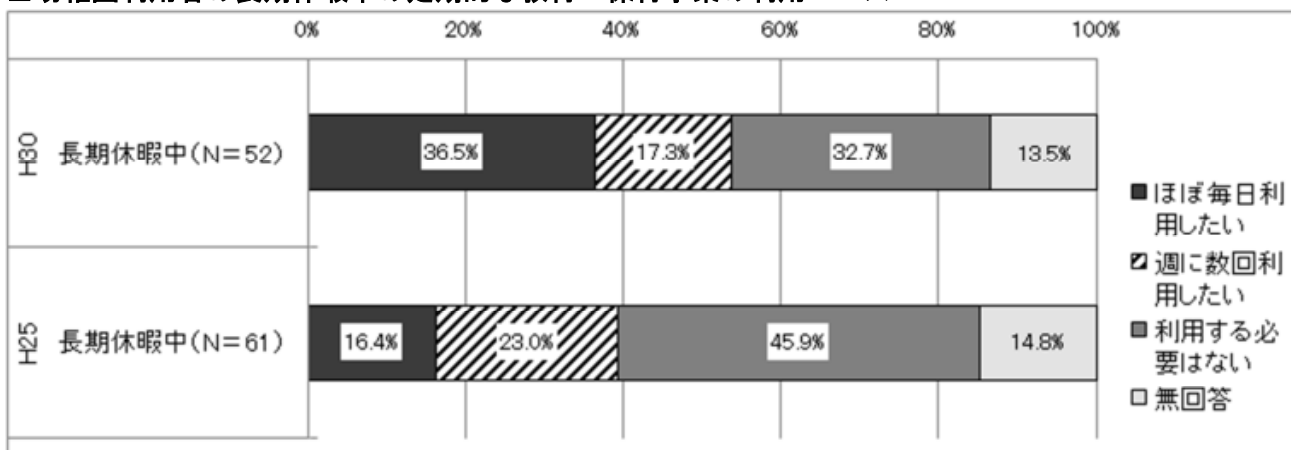
※【地区別】日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ（H30）



（3）幼稚園利用者の長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ

- ・現在平日に幼稚園を利用する保護者の長期休暇中（夏休み等）の利用意向率は53.8%（ほぼ毎日+週に数回）。
- ・H25 調査時との比較では、長期休暇中の利用意向率は39.4%から53.8%に増加しており、幼稚園における長期休暇中の預かり保育ニーズが高まっている。

■幼稚園利用者の長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ

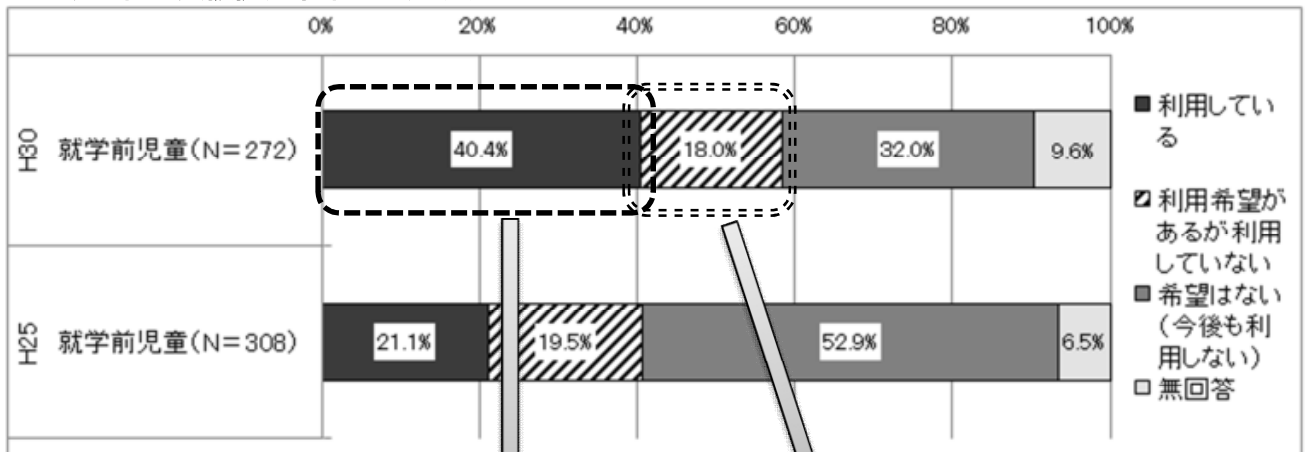


5. 地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用ニーズ

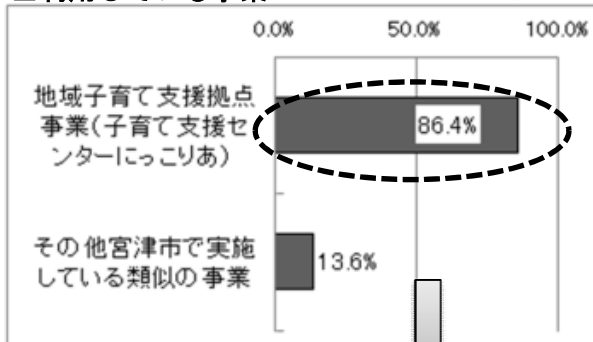
(1) 地域子育て支援拠点事業（就学前児童）

- ・市が実施する地域子育て支援拠点事業の利用者は全体の40.4%で、そのうち子育て支援センターの利用者は86.4%。未利用者は50.0%（利用希望あり+今後も利用希望なし）
- ・H25調査時との比較では、利用者は21.1%から40.4%に倍増し、「今後も利用希望なし」は52.9%から32.0%に減少しており、平成29年度に子育て支援センターが商業施設内に整備され内容の充実が図られたことにより利用者が増加したものと考えられる。
- ・1ヶ月当たりの利用状況では「1～2回」が64.5%と高くなっている。H25調査時との比較では、「1～2回」の割合が増加し、3回以上の割合が減少しており、利用者は増加しているものの利用頻度としては低下していることがうかがえる。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況



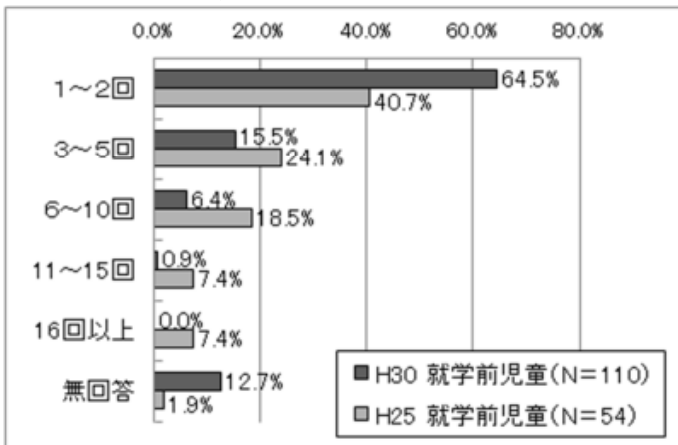
■利用している事業



■今後の利用希望

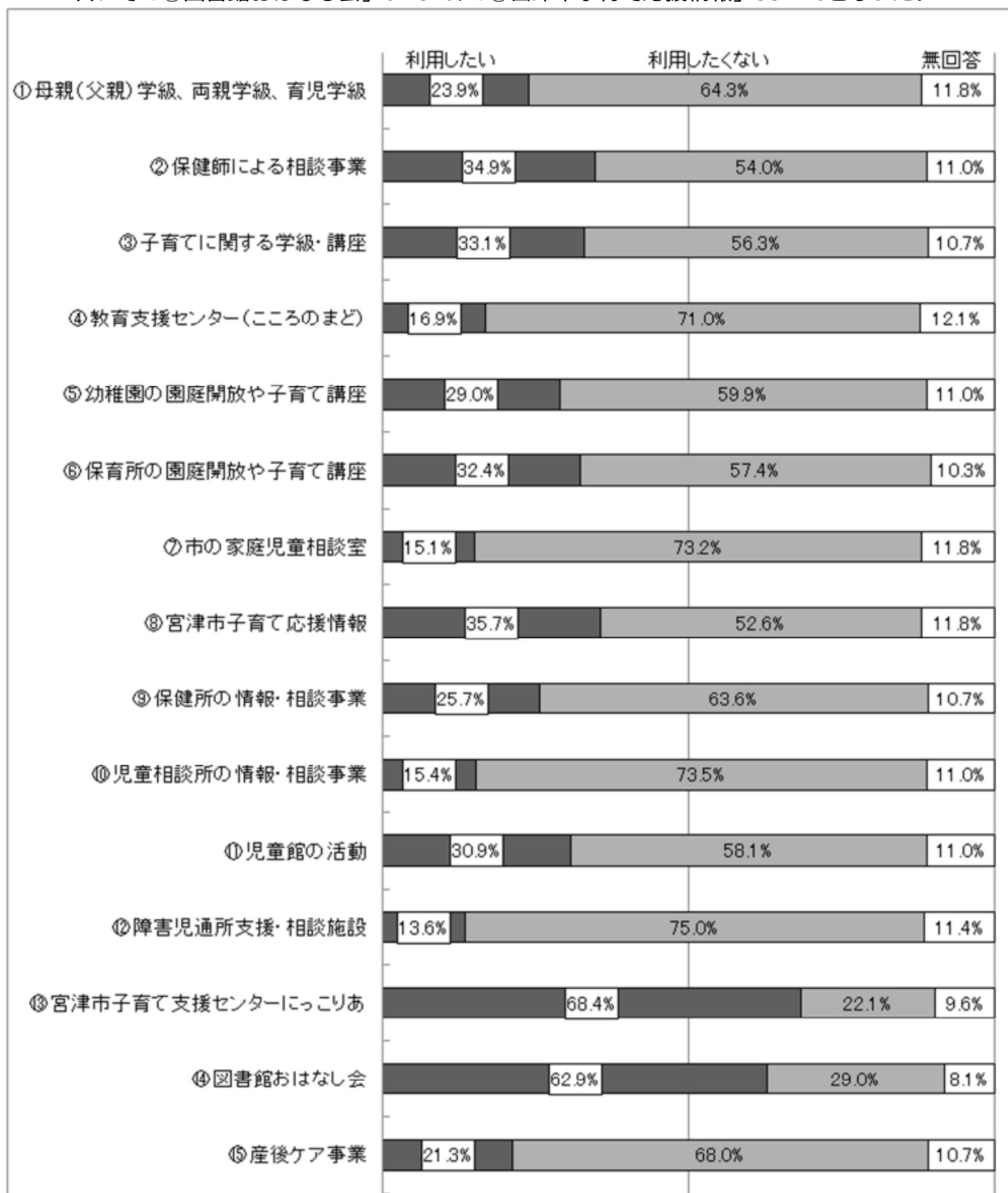


■地域子育て支援拠点事業の1ヶ月当たりの利用状況



(2) 今後利用したい事業（就学前児童）

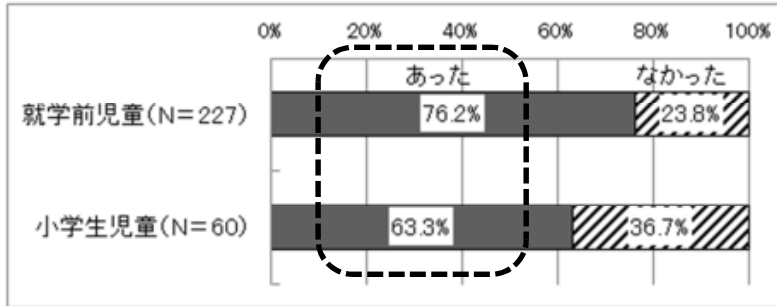
- ・今後利用したい事業は、「⑬宮津市子育て支援センターにっこりあ」が68.4%と最も高く、次いで「⑭図書館おはなし会」62.9%、「⑧宮津市子育て応援情報」35.7%となった。



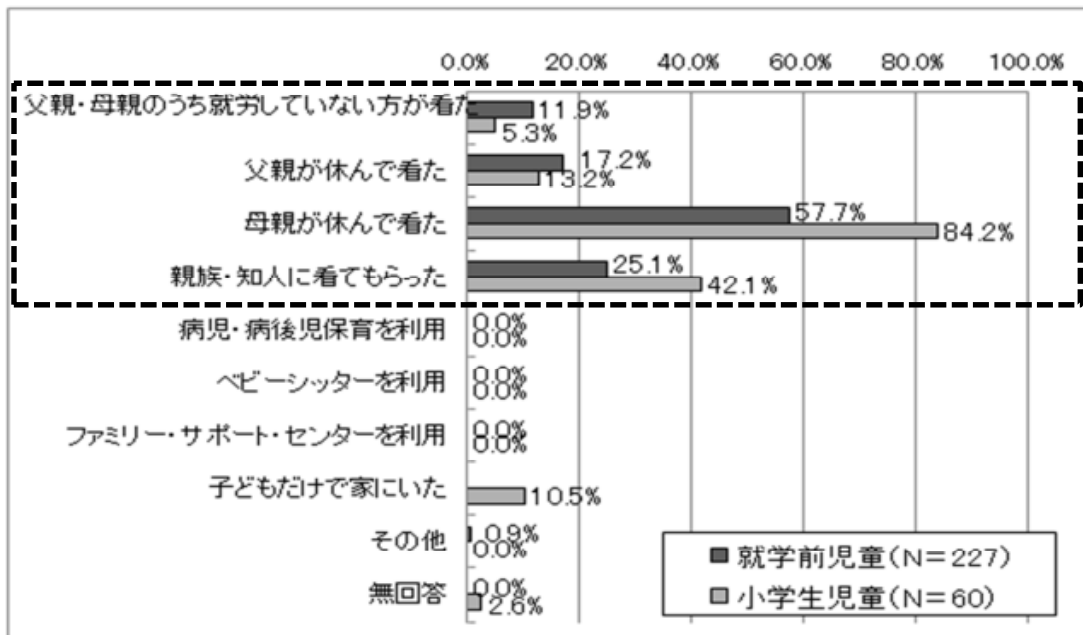
**(3) 病児・病後児保育事業（就学前児童：平日の定期的な教育・保育事業利用者のみ
小学生児童：放課後児童クラブ利用者のみ）**

- ・平日の定期的な教育・保育事業（放課後児童クラブ）利用者のうち、就学前児童の76.2%、小学生児童の63.3%は子どもの病気等の理由で事業を利用できなかったと回答
- ・対処方法としては「母親が休んで見た」が就学前児童57.7%、小学生児童84.2%と高い
- ・父親又は母親が休んで子どもを看た家庭のうち病児保育事業の利用意向率は、就学前児童37.6%、小学生児童40.5%で、H25調査時との比較では就学前・小学生児童ともに減少した。

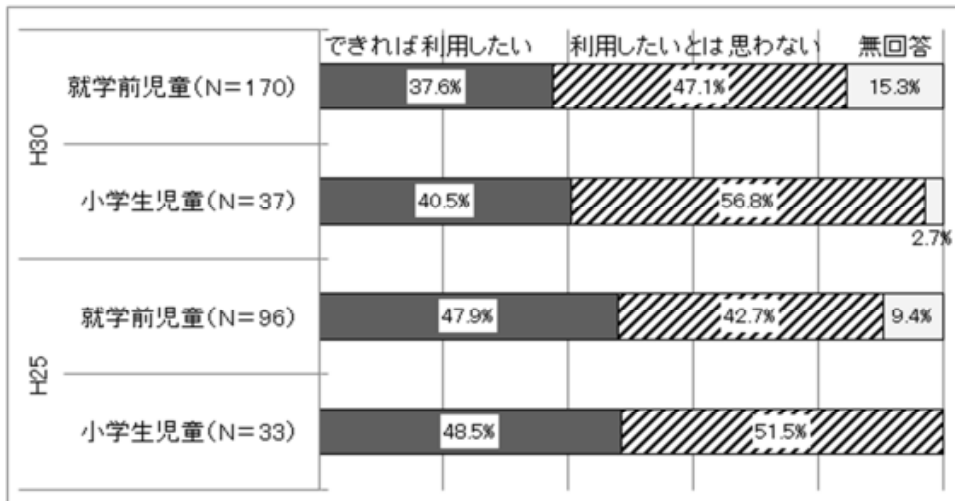
■子どもが病気等で通常の教育・保育事業が利用できなかった経験の有無



■通常の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法（MA%）



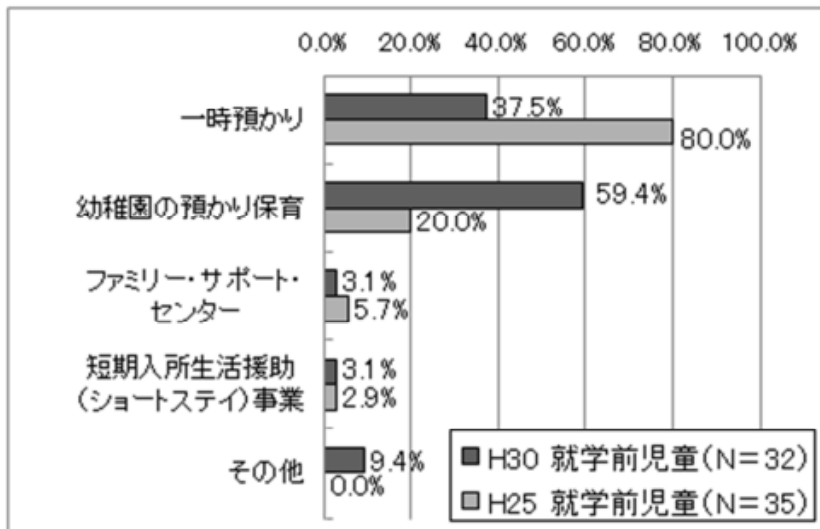
■病児・病後児保育事業の利用意向



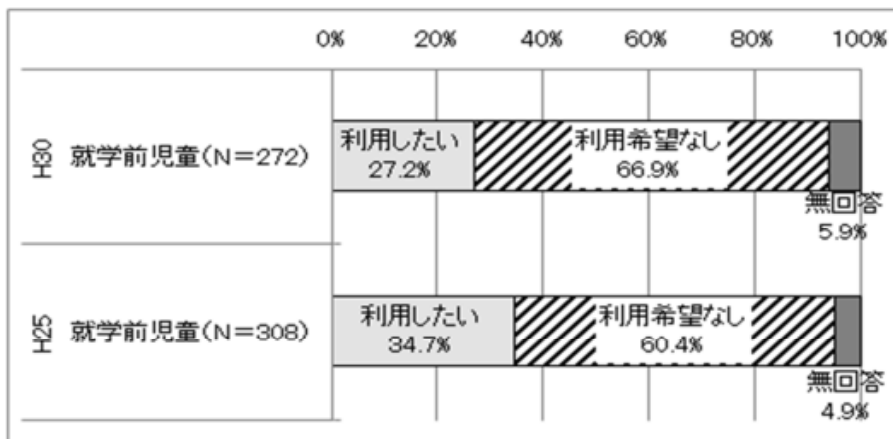
(4) 一時預かり（就学前児童）

- ・用事や不定期の仕事等を理由として利用された事業は「幼稚園の預かり保育」が 59.4% で最も多く平均利用日数は 24.6 日、次いで「(保育園等の) 一時預かり」が 37.5% で平均利用日数は 11.3 日となった。H25 調査時との比較では、「幼稚園の預かり保育」が 20.0% から 59.4% に増加し、「(保育園等の) 一時預かり」は 80.0% から 37.5% に減少しており、公立幼稚園の預かり保育事業開始の影響がみられる。
- ・今後の利用意向は 27.2% で利用目的は「冠婚葬祭、学校行事等」が 59.5%、次いで「私用、リフレッシュ目的」が 51.4% となった。事業形態は「(保育園等の) 一時預かり」 44.6%、次いで「幼稚園の預かり保育」 36.5% が多い。

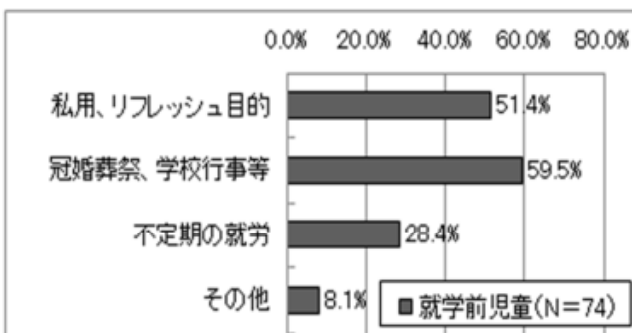
■一時預かり等の利用状況 (MA%)



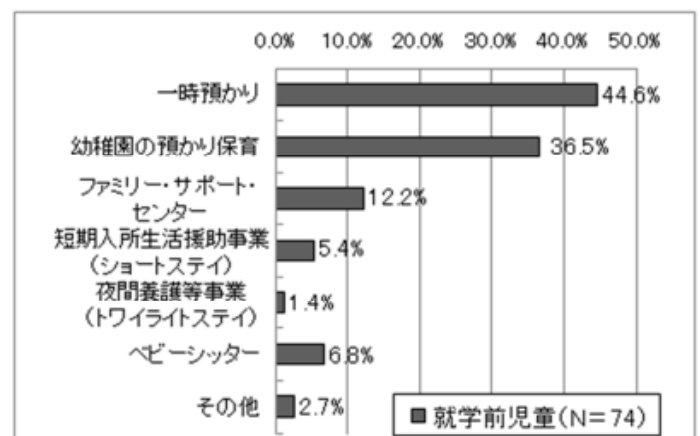
■一時預かり等の今後の利用意向



■利用希望者の利用目的 (MA%)



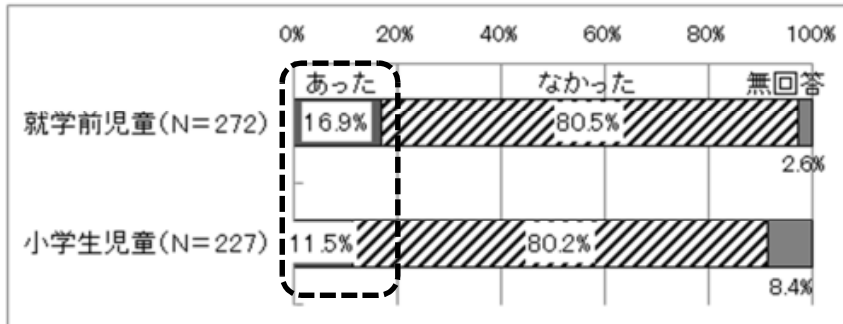
■希望する事業形態 (MA%)



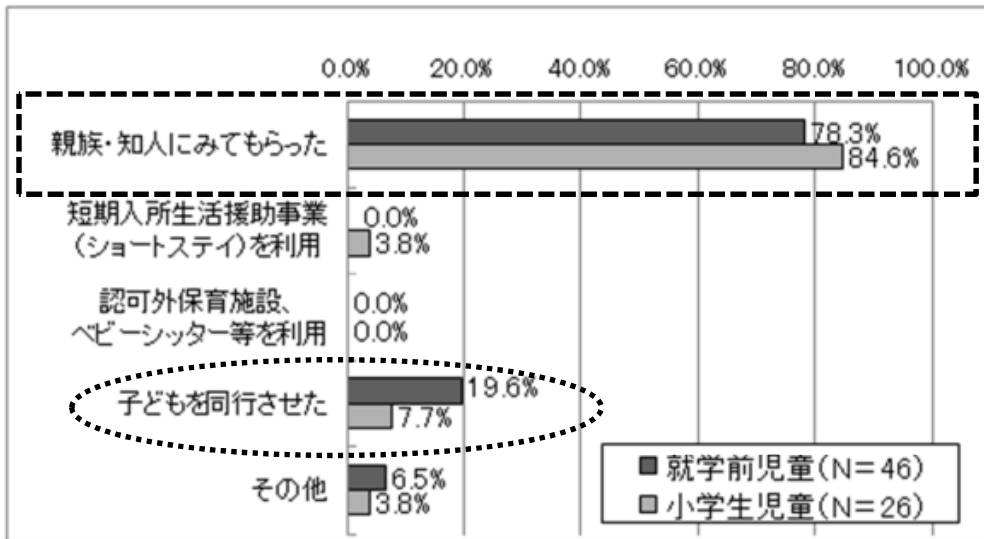
(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- 冠婚葬祭や出張など保護者の用事のため、子どもを泊りがけで家族以外の人に預けて対処した割合は、就学前児童 16.9%、小学校児童 11.5%
- そのうち、親族や知人にみてもらう家庭は、就学前児童 78.3%（年間平均 5.9 泊）、小学生児童 84.6%（年間平均 4.7 泊）となった。一方で「子どもを同行させた」と回答した保護者は未就学児童 19.6%（年間平均 3.8 泊）、小学生児童 7.7%（年間平均 1.0 泊）となり、潜在的にショートステイ事業等の利用意向が高い層だと推測される。
- 親族や知人にみてもらった保護者のうち、「大変頼みにくい」とする保護者は就学前児童 9.5%、小学生児童 9.1%あり、潜在的にショートステイ事業等の利用意向が高い層だと推測される。

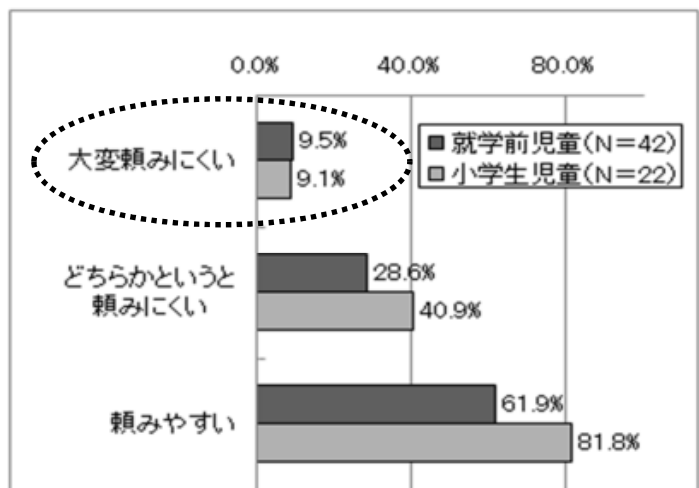
■泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無



■泊りがけでみてもらう必要が生じた場合の対処方法



■親族・知人への頼みやすさ

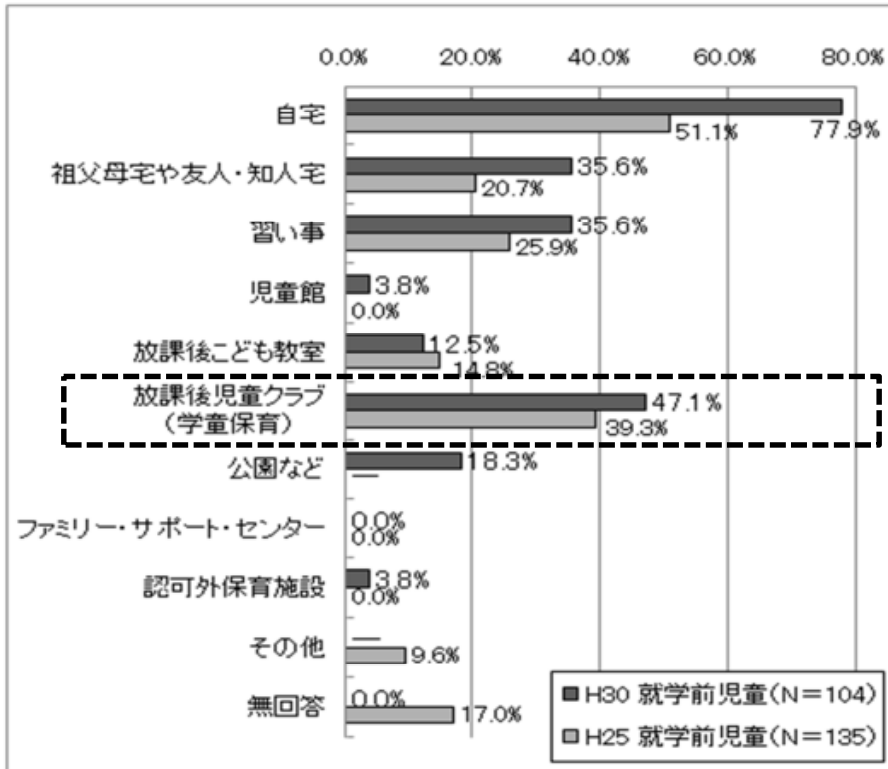


(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

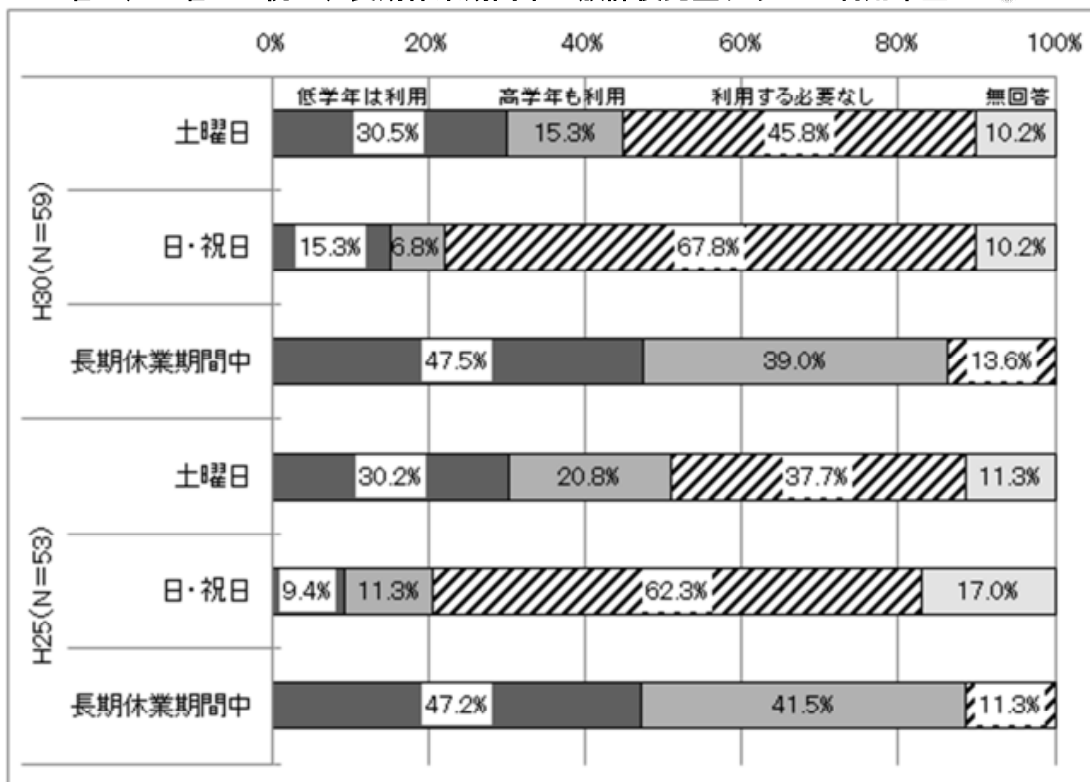
①調査時点で5歳以上の就学前児童のいる家庭の利用ニーズ

- ・就学後の平日の放課後の過ごし方で希望する場所として、「放課後児童クラブ」を選択した割合は47.1%でH25調査時の39.3%から増加している。
- ・平日に利用を希望する家庭の「土曜日」の利用希望率は46.0%（低学年は利用+高学年も利用）、「日曜日・祝日」は22.1%、夏休みなどの「長期休業期間中」は86.5%と高い。

■平日の放課後の過ごし方で希望する場所（MA%）



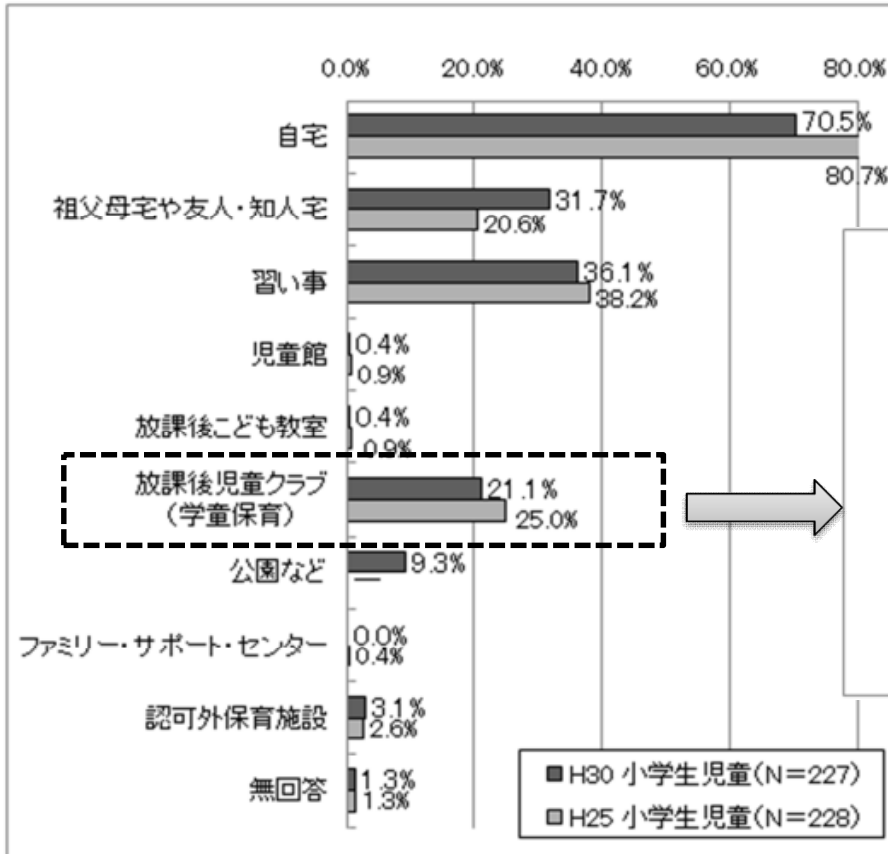
■土曜日、日曜日・祝日、長期休業期間中の放課後児童クラブの利用希望



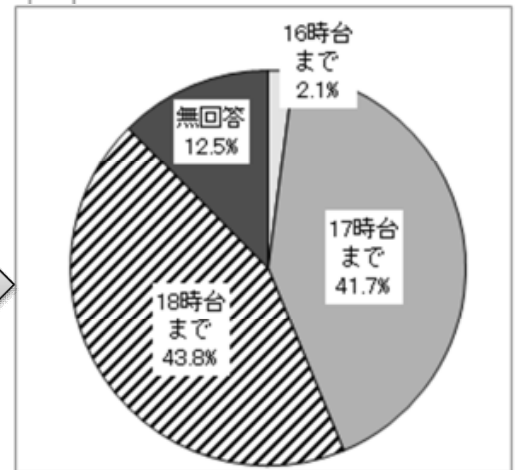
②小学生児童の放課後の過ごし方の利用ニーズ

- ・小学生児童が平日の放課後を過ごす場所は、「自宅」が70.5%、次いで「習い事」が36.1%、「放課後児童クラブ」の利用は21.1%となっている。
- ・放課後児童クラブを利用している家庭の利用時間は「18時台まで」43.8%、「17時台まで」41.7%
- ・H25調査時との比較では、放課後児童クラブに対する要望で「定員増加」「利用時間延長」「施設改善」等の要望はいずれも減少し、「現在のままでよい」とする割合が10.5%から52.1%に増加しており、放課後児童クラブの内容充実が図られたことにより満足度が高まっている。

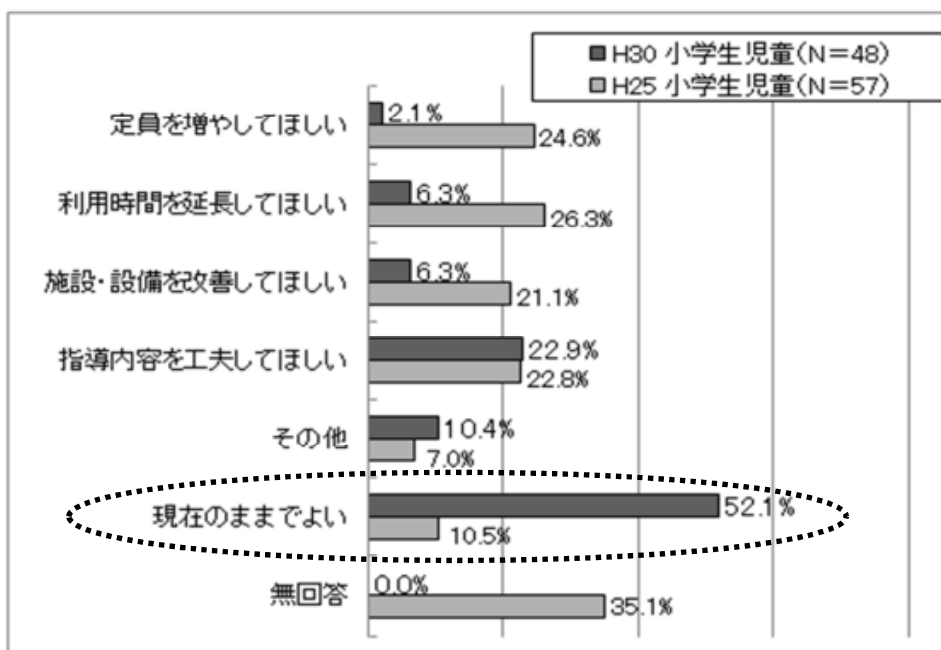
■小学生児童の放課後の過ごし方 (MA%)



■利用時間



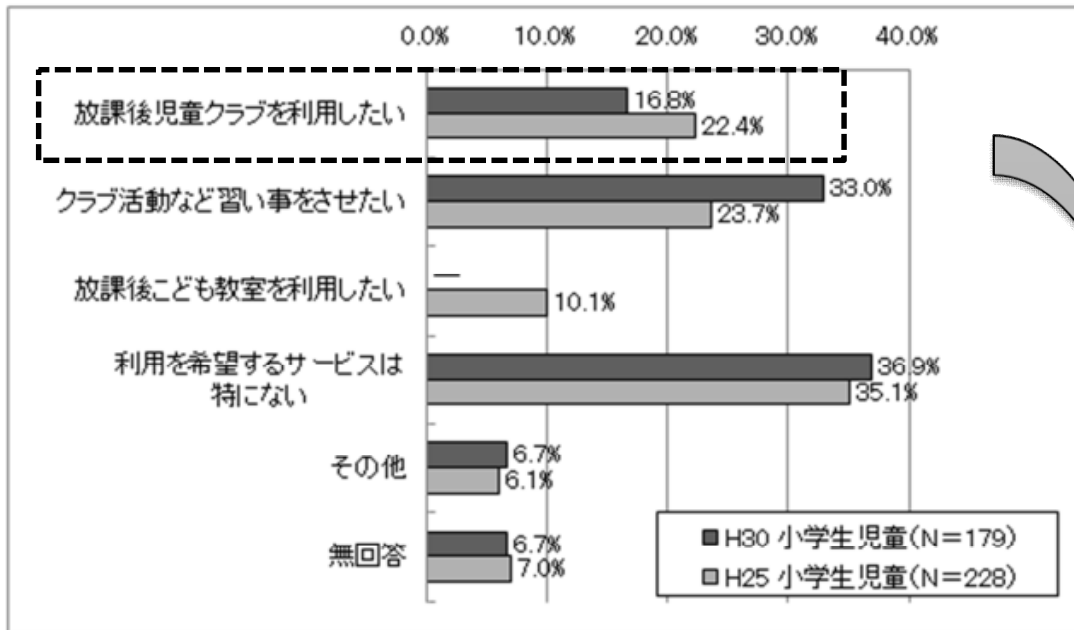
■放課後児童クラブに対する要望



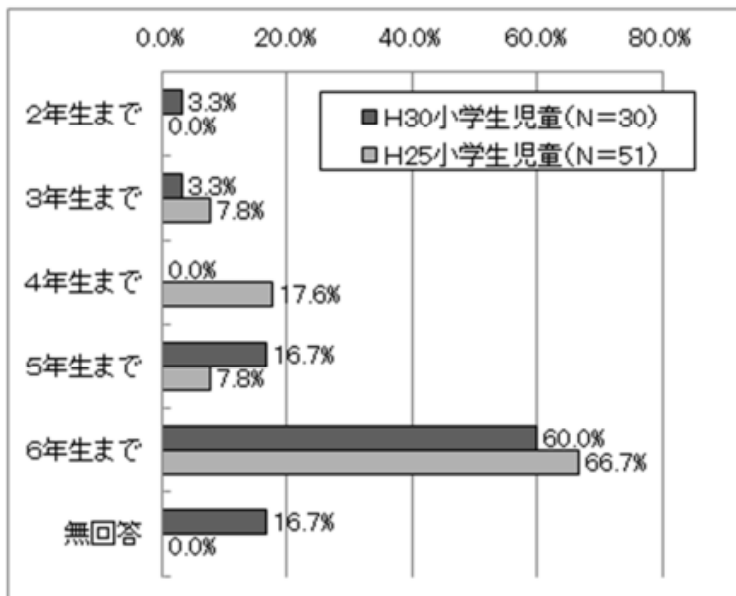
③小学生4年生以降の放課後の過ごし方の利用ニーズ

- ・小学4年生以降の放課後の過ごし方に対する希望は、「利用を希望するサービスは特にない」が36.9%、「クラブ活動や習い事」が33.0%、「放課後児童クラブ」16.8%となった。
- ・H25調査時との比較では、「クラブ活動や習い事」が23.7%から33.0%に増加し、「放課後児童クラブ」が22.4%から16.8%に減少した。
- ・放課後児童クラブを利用したいと回答した方の利用希望学年は「6年生まで」が60.0%で、H25調査時と同様の傾向となった。

■小学4年生以降の放課後の過ごし方に対する希望 (MA%)



■利用希望学年

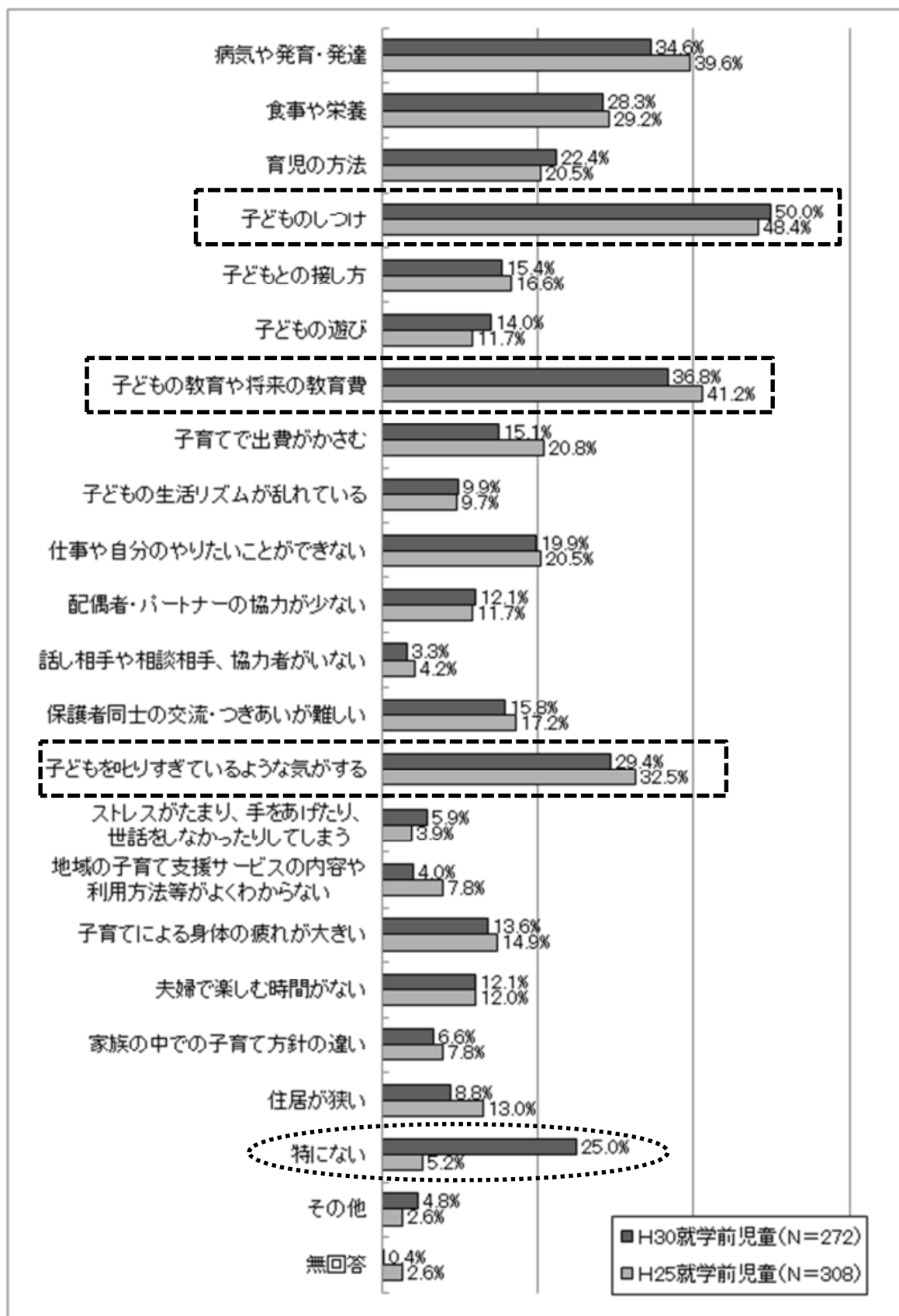


6. 子育てや子育て支援について

(1) 子育てに関する不安や悩み

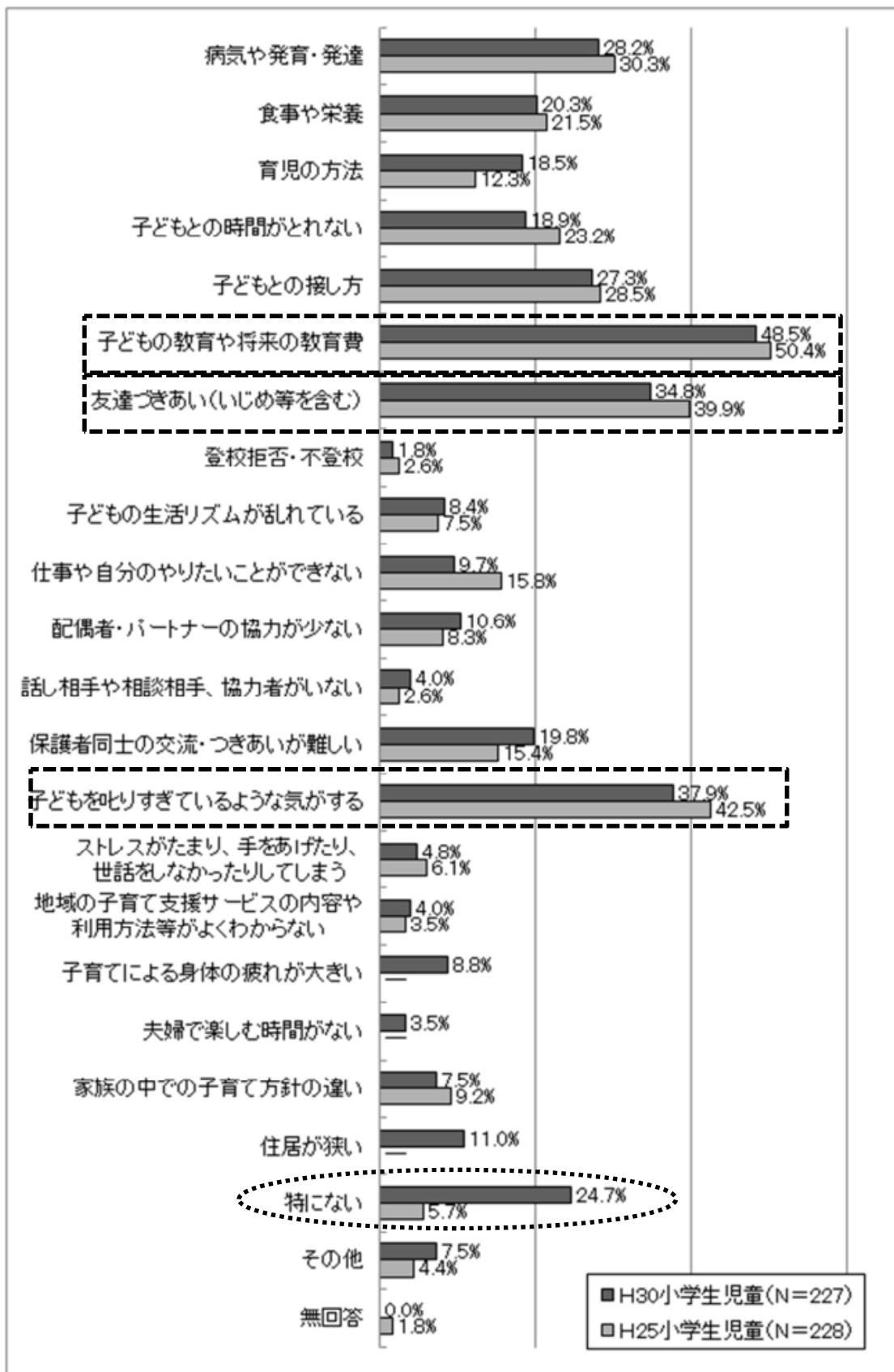
- ・ 就学前児童で高い項目は、「子どものしつけ」50.0%、「子どもの教育や将来の教育費」36.8%、「病気や発達・発育」34.6%、「叱りすぎているような気がする」29.4%
- ・ H25 調査時との比較では、「特にない」と回答した割合が5.2%から25.0%に増加

■ 就学前児童を持つ保護者の子育てに関する不安や悩み (MA%)



- ・小学生児童で高い項目は、「子どもの教育や将来の教育費」48.5%、「叱りすぎているような気がする」37.9%、「友達づきあい（いじめ等を含む）」34.8%、「病気や発育・発達」28.2%
- ・H25 調査時との比較では、「特にない」と回答した割合がが 5.7%から 24.7%に増加

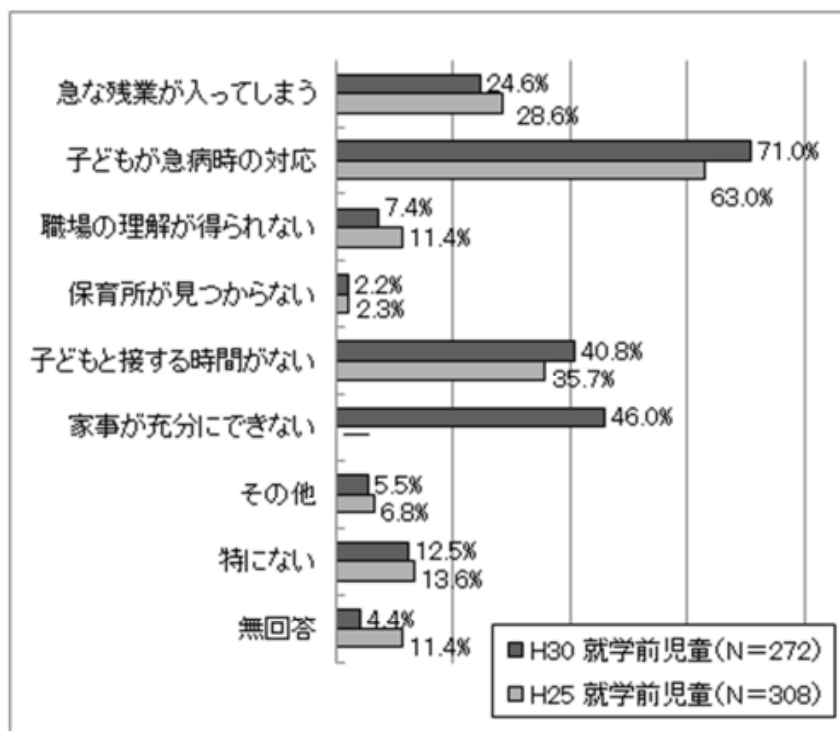
■小学生児童を持つ保護者の子育てに関する不安や悩み（MA%）



(2) 仕事と子育ての両立で大変だと感じていること（就学前児童）

- ・就学前児童の保護者の仕事と子育ての両立で大変だと感じていることは、「子どもが急病時の対応」が71.0%、「家事が十分にできない」が46.0%、「子どもと接する時間がない」が40.8%
- ・H25調査時との比較では、「急な残業が入ってしまう」は28.6%から24.6%に、「職場の理解が得られない」は11.4%から7.4%に減少したが、「子どもが急病時の対応」は63.0%から71.0%に、「子どもと接する時間がない」は35.7%から40.8%に増加した。

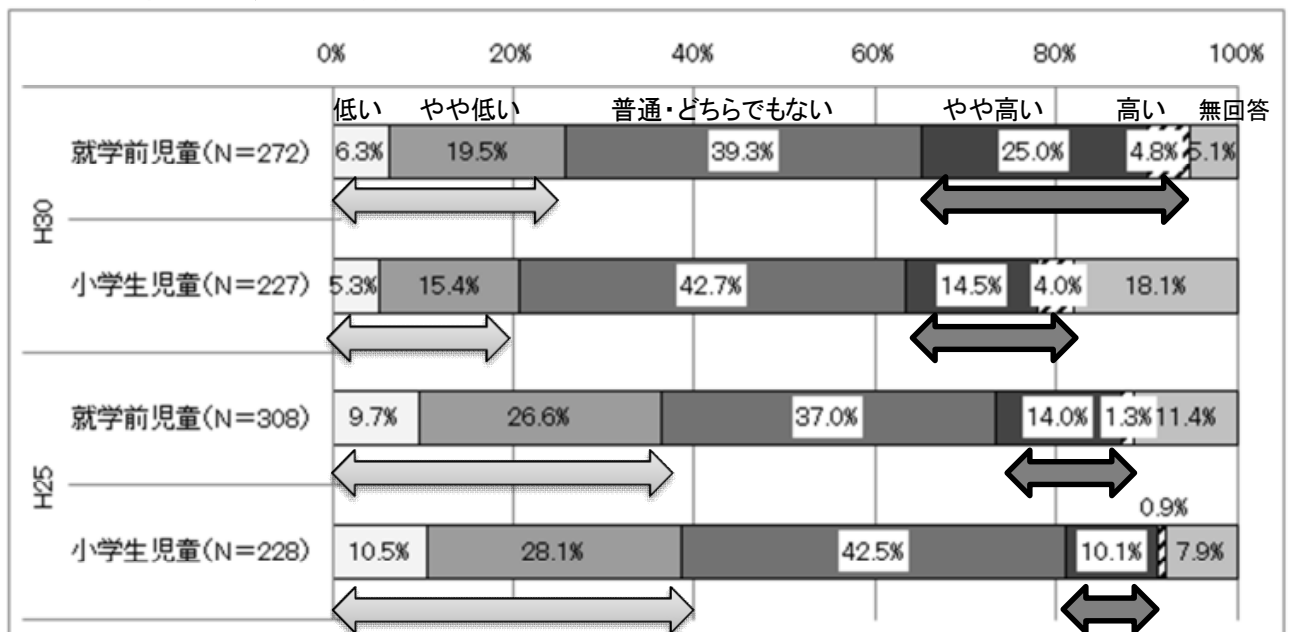
■仕事と子育ての両立で大変なこと（MA%）



(3) 宮津市の子育て環境や支援に対する満足度

- ・就学前児童： 満足度低 25.8% < 満足度高 29.8%
- ・小学生児童： 満足度低 20.7% > 満足度高 18.5%
- ・H25 調査時との比較では、満足度が「高い」割合は就学前児童で 15.3%から 29.8%に、小学生児童で 11.0%から 18.5%に増加した。一方で「低い」割合は就学前児童で 36.3%から 25.8%に、小学生児童で 38.6%から 20.7%に減少しており、市の子育て環境や支援サービスなどに満足している保護者の割合が増加した。
- ・第1期計画における6つの重点プロジェクトについては、就学前児童では、満足と回答した割合は「保育所保育料の軽減」28.7%、「子育て支援センターの充実」37.9%、大変満足は「図書館の充実」35.1%が高い。小学生児童では、満足と回答した割合は「中学校給食の実施」26.9%、「図書館の充実」37.0%が高い。
- ・重点プロジェクトの満足度を合計した割合（就学前+小学生児童）では、「大変満足・満足」が42.2%に対して「不満・大変不満」が6.5%となり、全体として満足度の高い結果となった。

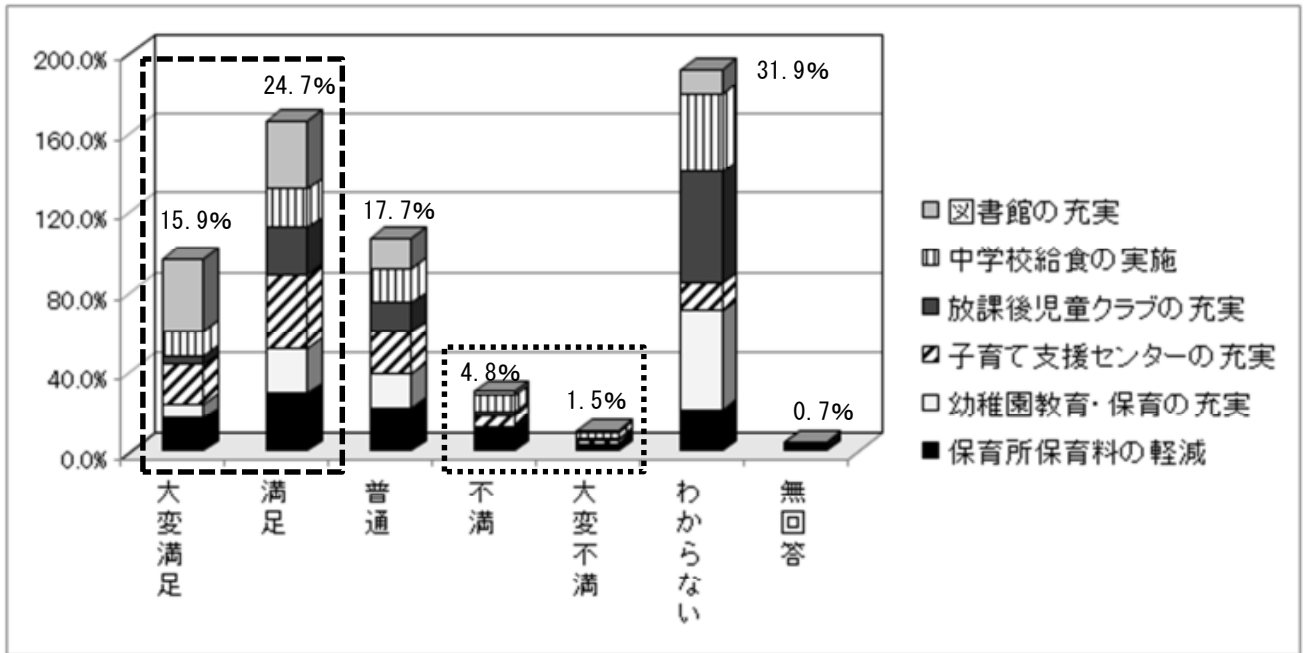
■子育ての環境や支援への満足度



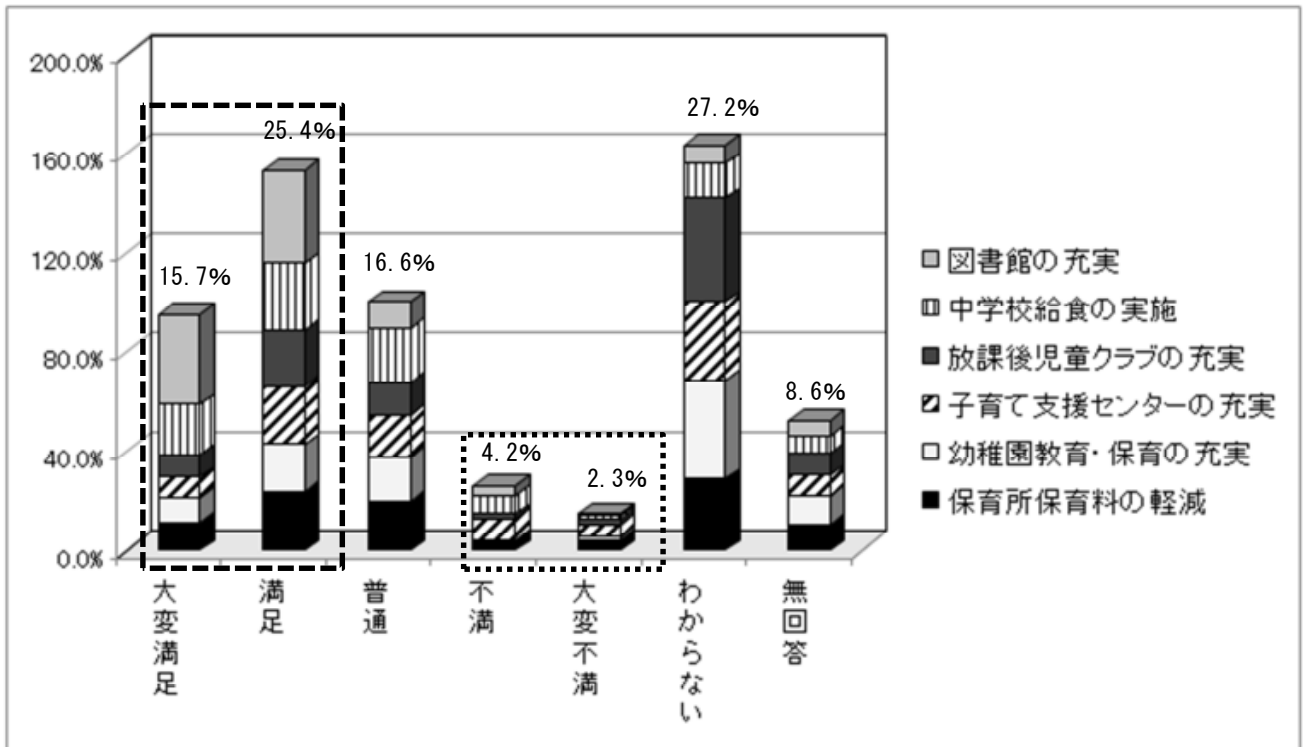
■重点プロジェクトの満足度

		大変満足	満足	普通	不満	大変不満	わからない	無回答
就学前児童 (N=272)	保育所保育料の軽減	15.4%	28.7%	21.0%	10.7%	2.6%	20.2%	1.5%
	幼稚園教育・保育の充実	8.1%	22.1%	17.3%	1.1%	0.4%	50.4%	0.7%
	子育て支援センターの充実	19.1%	37.9%	21.3%	6.3%	1.8%	12.9%	0.7%
	放課後児童クラブの充実	5.1%	22.8%	14.0%	1.5%	1.5%	56.3%	0.0%
	中学校給食の実施	12.5%	19.1%	17.6%	8.1%	2.6%	39.3%	0.7%
	図書館の充実	35.3%	34.2%	15.4%	1.5%	0.4%	12.5%	0.7%
小学生児童 (M=227)	保育所保育料の軽減	10.6%	22.9%	19.8%	4.4%	4.4%	28.2%	9.7%
	幼稚園教育・保育の充実	10.6%	19.4%	17.2%	0.0%	1.3%	39.6%	11.9%
	子育て支援センターの充実	7.9%	23.8%	16.7%	7.9%	4.0%	31.7%	7.9%
	放課後児童クラブの充実	8.8%	22.5%	13.2%	2.2%	2.2%	41.9%	9.3%
	中学校給食の実施	20.7%	26.9%	22.0%	7.5%	1.8%	14.1%	7.0%
	図書館の充実	35.7%	37.0%	10.6%	3.1%	0.4%	7.5%	5.7%

■重点プロジェクトの満足度合計（就学前児童）



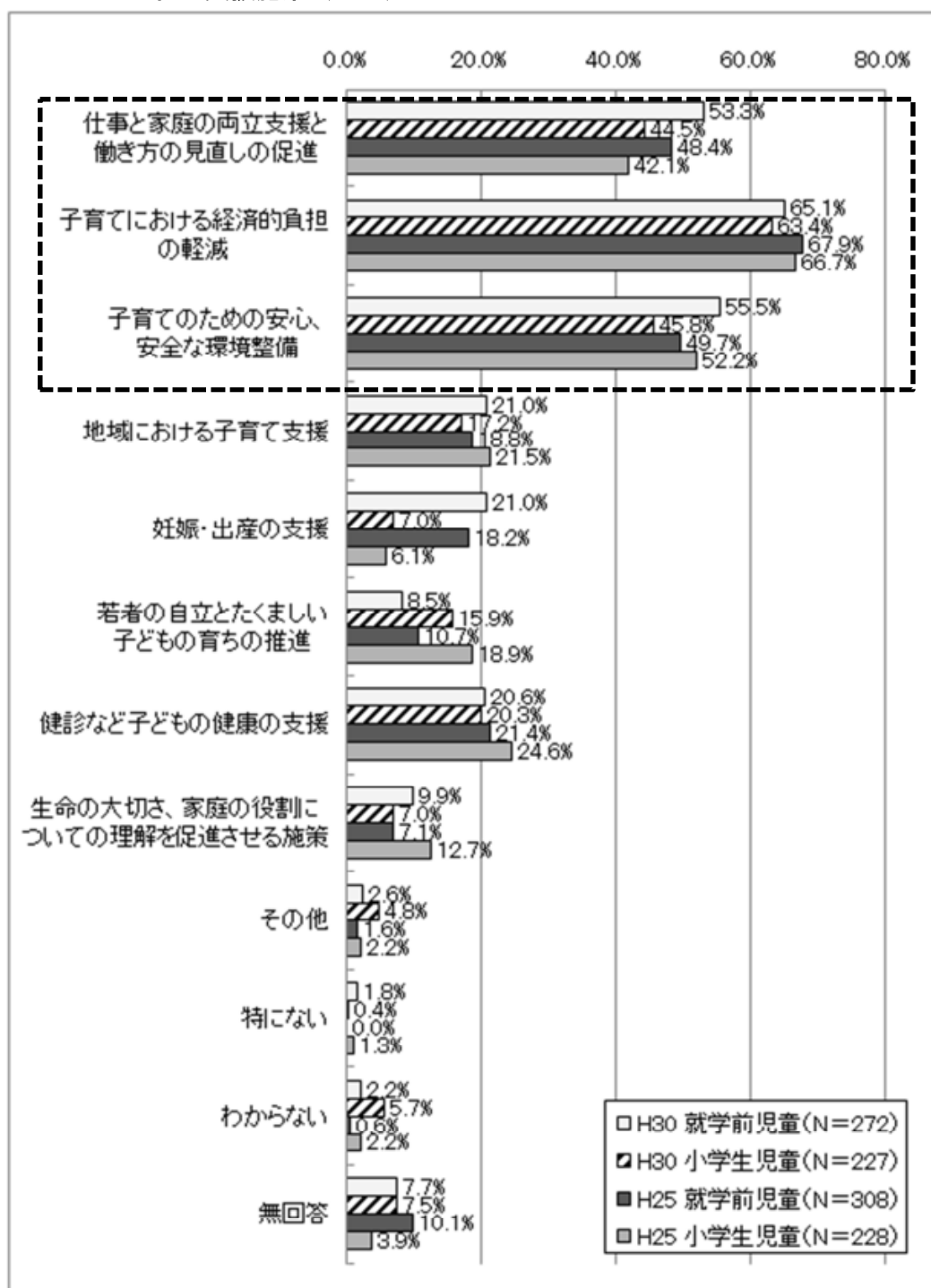
■重点プロジェクトの満足度合計（小学生児童）



(4) 望ましい子育て支援施策

- 望ましい子育て支援策については、就学前・小学生児童とも「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も高く、就学前児童で65.1%、小学生児童で63.4%。次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が就学前児童で55.5%、小学生児童で45.8%となった。
- H25調査時との比較では、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」は就学前児童で48.4%から53.3%に、小学生児童で42.1%から44.5%に増加した。一方で「子育てにおける経済的負担の軽減」は就学前・小学生児童ともに微減し、「子育てのための安心、安全な環境整備」は就学前児童で49.7%から55.5%に増加し、小学生児童で52.2%から45.8%に減少した。

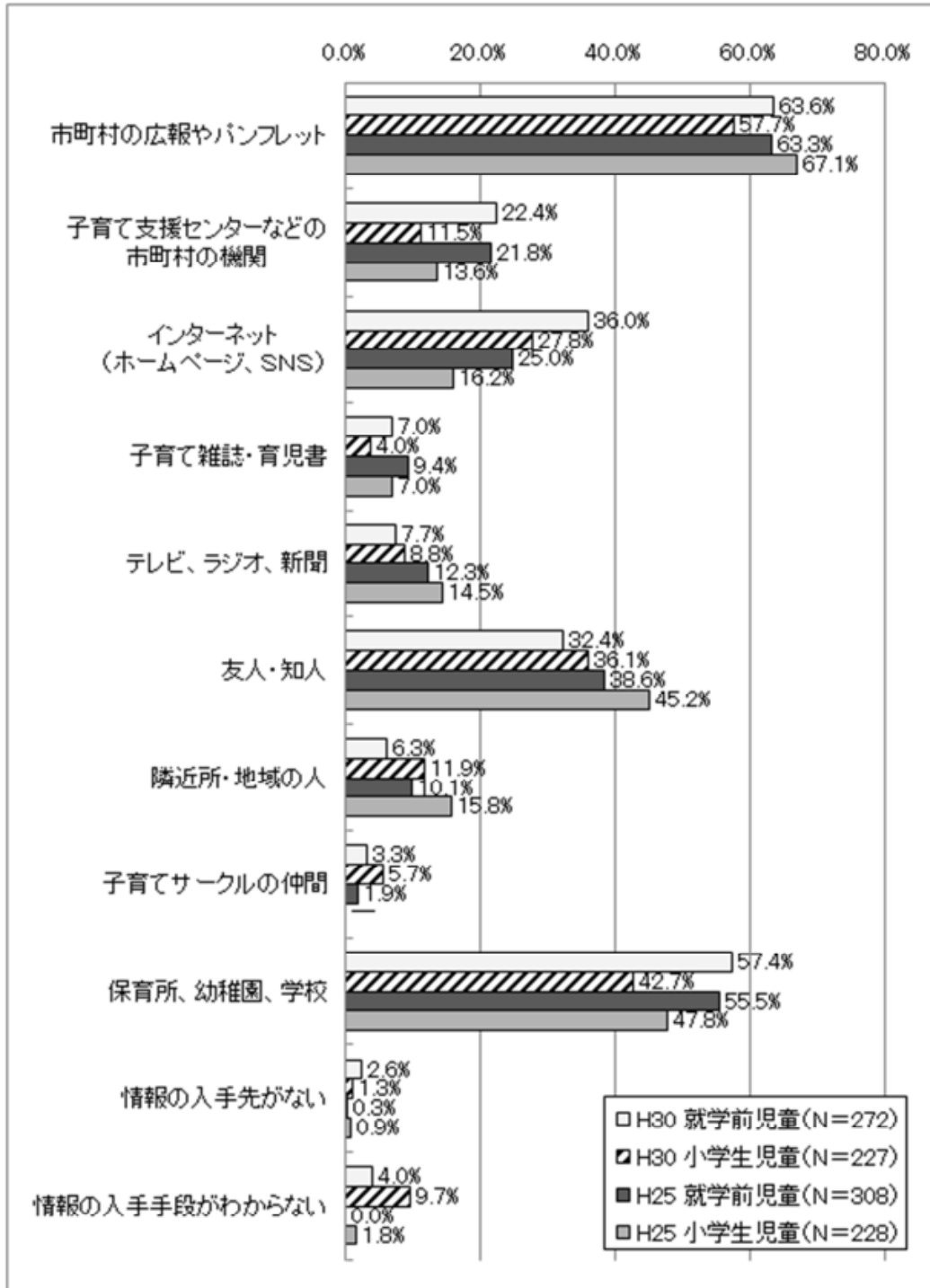
■望ましい子育て支援施策 (MA%)



(5) 子育て情報の入手方法

- ・子育てに必要な施策などの情報の入手方法は、就学前・小学生児童ともに「市町村の広報やパンフレット」が最も多く、就学前児童で 63.6%、小学生児童で 57.7%となった。次いで「保育所、幼稚園、学校」で就学前児童で 57.4%、小学生児童で 42.7%となった。
- ・H25 調査時との比較では、就学前・小学生児童ともに「友人・知人」「テレビ・ラジオ」の割合が減少し「インターネット」が増加した。また、「情報の入手手段がわからない」と回答した割合も就学前児童で 0.0%から 4.0%に、小学生児童で 1.8%から 9.7%に増加している。

■子育てに必要な施策などの情報の入手方法 (3LA%)



○宮津市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、宮津市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保育及び教育の関係者
- (3) 保健、医療及び福祉に関する機関及び団体の関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、子ども・子育て会議又は部会において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○宮津市子ども・子育て会議委員名簿（令和2年3月時点）

区 分		氏 名	所 属 等
学識経験を有する者	学識経験者	熊本 敬一	子育て支援 NPO 法人副理事長
保育及び教育の関係者	保育・教育関係	高松 和子	宮津市子育て支援センター長
	保育・教育関係	中村 英美	たんぽぽ保育園長
	保育・教育関係	井隼 直子	宮津暁星幼稚園長
	保育・教育関係	桐村 圭子	宮津市校園長会会長
	保育・教育関係	田上 秀美	児童発達支援センターすずらん施設長
保健、医療及び福祉に関する機関及び団体の関係者	福祉関係	尾崎 正之	宮津市民生児童委員協議会代表主任児童委員
	福祉関係	細見 節夫	社会福祉法人宮津市社会福祉協議会会長
	医療関係	中川 嘉洋	一般社団法人与謝医師会理事
子どもの保護者	保護者（小学校）	松本 和也	宮津市 PTA 協議会会長
	保護者（幼稚園）	中村 直登	宮津市立栗田幼稚園 PTA 会長
	保護者（保育所）	土井 章寛	宮津市立養老保育所保護者会会長
	保護者（放課後クラブ）	八木 弘樹	宮津のびのび放課後児童クラブ保護者会会長
その他市長が必要と認める者	地域の子育てサロン代表	小谷 美和子	吉津子育てサロン「ちえのわ」代表

○子ども・子育て支援新制度に関する用語説明

	用 語	説 明
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
3	市町村が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。
4	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
5	認定こども園	保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。
6	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条) 【認定区分】 ①1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ②2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ③3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付。(法第11条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
10	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)
11	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
12	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う

		事業。
13	延長保育事業	認定こども園・保育所等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。
14	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
15	病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。
16	子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業
17	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を活用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
18	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設に入所させ、必要な保護を行う事業。
19	乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
20	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
21	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
22	子育て支援員	育児経験豊かな主婦等で必要な研修を修了した者を「子育て支援員」として認定し、小規模保育や放課後児童クラブ等における人材として活用する制度。

第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 宮津市健康福祉部 社会福祉課 子育て支援係
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1
電話 0772 - 45 - 1621 FAX 0772 - 22 - 8438

